

**ゆがわら
こどもまんがフェス
2025**



2025年3月

湯河原町

目 次

第 1 章 プラン策定にあたって 1

- 1 プラン策定の趣旨 ■ 1
- 2 プランの位置づけ ■ 2
- 3 プランの根拠 ■ 3
- 4 こどもの定義 ■ 3
- 5 プランの期間 ■ 4

第 2 章 子どもを取り巻く状況 5

- 1 統計からみる湯河原町の状況 ■ 5
 - (1) 人口・世帯 5
 - (2) 世帯の家族類型の推移 6
 - (3) 合計特殊出生率の推移 7
 - (4) 年齢別未婚率 8
 - (5) 年齢別労働力率 9
 - (6) 母の年齢別出生数 11
 - (7) 婚姻・離婚 11
- 2 ニーズ調査からの課題 ■ 12

第 3 章 プランにおける前提 19

- 1 プランの基本理念 ■ 19
- 2 基本方針 ■ 20
- 3 こどもの見通し ■ 21
- 4 プランにおける本町目標 ■ 22
- 5 体系図 ■ 23

第4章 こども支援の推進 [こども計画] 24

- 1 ライフステージを通した支援 ■ 24
 - (1) こども・若者の権利、個性が尊重され、最善を追求できる体制づくり 24
 - (2) こども・若者と一緒にまちをつくる 24
 - (3) 切れ目のない支援で子育てのしやすい環境の整備 24
 - (4) 誰一人取り残さないきめ細かな支援の推進 25
 - (5) 若い世代の選択を尊重し、実現を手助けする 25
 - (6) 連携強化による施策の適時最適化 25
- 2 ライフステージ別の支援 ■ 26
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで 26
 - (2) 学童期・思春期 26
 - (3) 青年期 26
- 3 子育て当事者への支援 ■ 27
 - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 27
 - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 27
 - (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 27
 - (4) ひとり親家庭への支援 27

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進 [次世代育成支援行動計画] 28

- 1 基本的な視点 ■ 28
 - (1) 子どもの視点 28
 - (2) 次代の親の育成という視点 28
 - (3) サービス利用者の視点 28
 - (4) 社会全体による支援の視点 28
 - (5) 仕事と生活の調和の実現の視点 28
 - (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点 28
 - (7) すべての子どもと家庭への視点 28
 - (8) 地域の担い手における社会資源の効果的な活用の視点 29
 - (9) サービスの質の視点 29
 - (10) 地域特性の視点 29
- 2 地域における子育て支援 30
 - (1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実 30
 - (2) 子育て支援のネットワークづくり 33
 - (3) 児童の健全育成支援 34

■ 3 母子・思春期保健の充実■	37
(1) 子どもや母親の健康の確保	37
(2) 食育の推進	40
(3) 思春期保健対策の充実	42
(4) 小児医療の充実	42
(5) 安心して妊娠、出産を迎えるための環境づくり	43
■ 4 子どもの教育環境の整備■	45
(1) 次代の親の育成	45
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	46
(3) 家庭や地域の教育力の向上	50
■ 5 子どもにやさしい生活環境の整備■	51
(1) 安全な道路交通環境の整備	51
(2) 安心して外出できるまちづくり	51
(3) 安全に利用できる公園整備	52
■ 6 職業生活と家庭生活の両立の推進■	53
(1) 働き方の見直し	53
■ 7 子どもと地域の安心・安全の確保■	54
(1) 子どもの不慮の事故防止対策の推進	54
(2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進	55
■ 8 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実■	56
(1) 児童虐待防止対策の充実	56
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	57
(3) 障がい児施策の推進	57
(4) 子どもの貧困対策の推進	58

第6章 量の見込みと確保方策 [子ども・子育て支援事業計画]	60
---------------------------------------	-----------

■ 1 教育・保育の提供区域■	60
■ 2 教育・保育提供区域を用いる項目■	60
■ 3 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策■	61
(1) 1号認定・2号認定・3号認定	61
(2) 利用者支援事業	62
(3) 地域子育て支援拠点事業	62
(4) 妊婦健康診査事業	63
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	64
(6) 養育支援訪問事業	64

(7) 子育て短期支援事業	65
(8) 子育て援助活動支援事業	65
(9) 一時預かり事業	66
(10) 延長保育事業	68
(11) 病児・病後児保育事業	68
(12) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）	69
(13) 放課後子ども教室推進事業	70
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	71
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	71
(16) 子育て世帯訪問支援事業	72
(17) 児童育成支援拠点事業	73
(18) 親子関係形成支援事業	74
(19) 妊婦等包括相談支援事業	74
(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	75
(21) 産後ケア事業	75
■ 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 ■	76
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	76
(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援	76
(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的考え方	76
(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	76
(5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	77
(6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	77
(7) 職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備	77
(8) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77

第7章 プランの推進体制	78
---------------------------	-----------

■ 1 プランの推進 ■	78
■ 2 プランの進行管理 ■	78
■ 3 プランの進行状況の公表 ■	79
■ 4 国・県への要望 ■	79

資料編	80
------------------	-----------

■ 1 湯河原町子ども・子育て会議	80
■ 2 策定経過	82

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもやその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

このような状況の中、本町では2005年に「次世代育成支援行動計画」を、2010年には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。さらに国による2012年8月の『子ども・子育て関連3法』成立を受けて、2014年度に「第1期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」を、2020年度には「第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を盛り込んだ5か年計画であります。

国においては、こども基本法（令和四年法律第七十七号）が2022年6月22日に公布、2023年4月1日から施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

2023年12月22日には、こども基本法の基本理念にのっとり、「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めており、“「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」を目指しています。

本町ではこうした動きを受けて、「自然とやさしさの中ですべての子ども・若者が健やかに育つ町」を実現できるよう、「こども計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」を一体的とした、「ゆがわら こどもまんなかプラン2025」を策定しています。



2 プランの位置づけ

本プランは、「こども基本法」第10条第2項に基づく計画として、基本理念を踏まえ策定するものです。

[こども基本法の基本理念]

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

3 プランの根拠

本プランは、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、以下の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定します。

- ・市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- ・市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）

4 こどもの定義

こども基本法

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

子ども・子育て支援法

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

児童の権利に関する条約

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

子ども・若者育成支援推進法

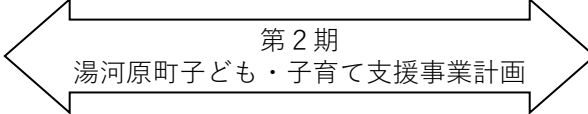
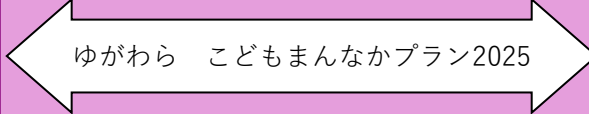
子ども・若者について年齢区分に関する規定はない。が子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。
 ・子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。
 ・若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。
 施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

次世代育成支援対策推進法

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

5 プランの期間

本プランの期間は、2025年度から2029年度までの5年間と定められています。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
 第2期 湯河原町子ども・子育て支援事業計画					 ゆがわら こどもまんなかプラン2025				
				計画 策定					

第2章 子どもを取り巻く状況

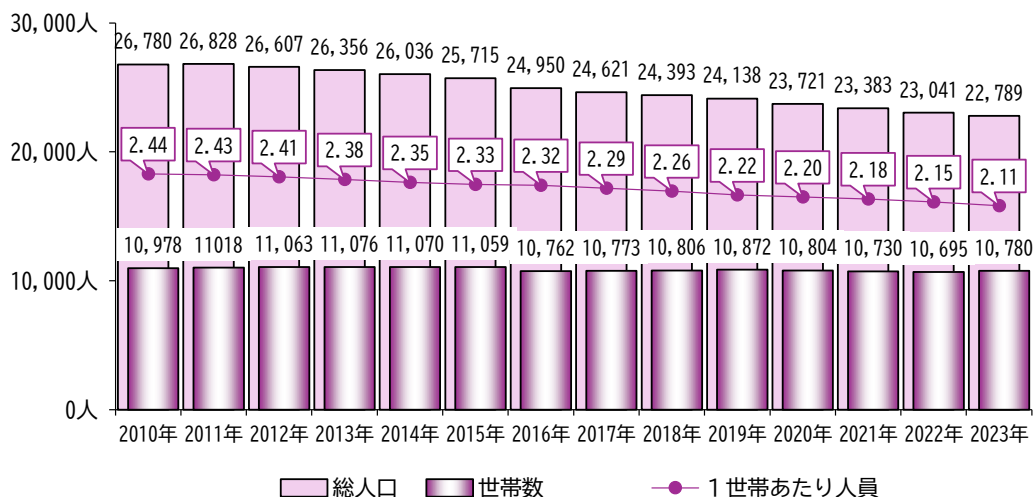
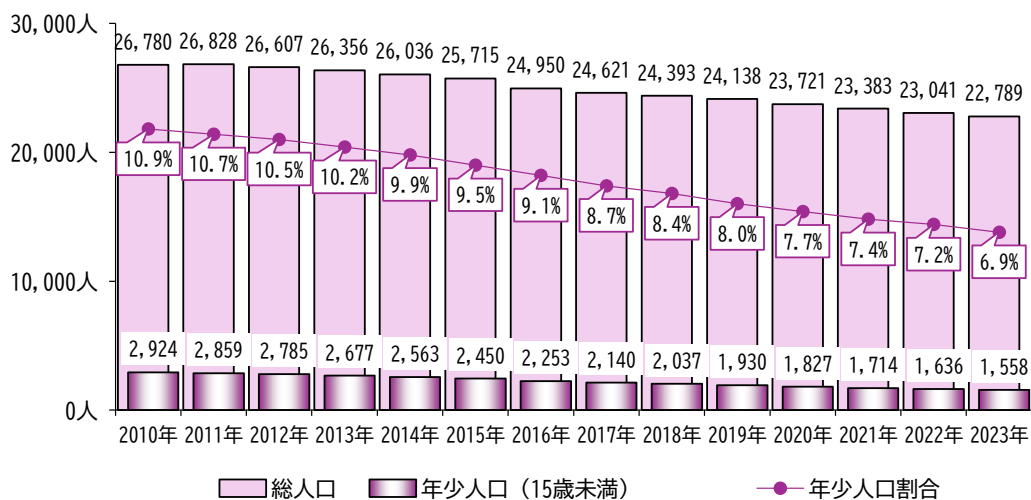
1 統計からみる湯河原町の状況

(1) 人口・世帯

(人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総人口	26,780	26,828	26,607	26,356	26,036	25,715	24,950	24,621	24,393	24,138	23,721	23,383	23,041	22,789
年少人口 (15歳未満)	2,924	2,859	2,785	2,677	2,563	2,450	2,253	2,140	2,037	1,930	1,827	1,714	1,636	1,558
年少人口 割合	10.9%	10.7%	10.5%	10.2%	9.9%	9.5%	9.1%	8.7%	8.4%	8.0%	7.7%	7.4%	7.2%	6.9%
世帯数	10,978 世帯	11,018 世帯	11,063 世帯	11,076 世帯	11,070 世帯	11,059 世帯	10,762 世帯	10,773 世帯	10,806 世帯	10,872 世帯	10,804 世帯	10,730 世帯	10,695 世帯	10,780 世帯
1世帯 あたり人員	2.44	2.43	2.41	2.38	2.35	2.33	2.32	2.29	2.26	2.22	2.20	2.18	2.15	2.11

資料：神奈川県人口統計調査



(2) 世帯の家族類型の推移

(世帯)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年						
						6歳未満 がいる	12歳未 満がいる	15歳未 満がいる	18歳未 満がいる	20歳未 満がいる	3世代
総世帯数	10,465	10,793	10,972	10,724	10,662	387	844	1073	1328	1525	474
●親族世帯	7,439	7,445	7,288	6,850	6,442	384	840	1,068	1,318	1,498	474
○核家族世帯	5,956	6,065	6,035	5,815	5,646	317	691	868	1,064	1,202	-
・夫婦のみ	2,202	2,374	2,439	2,502	2,564	-	-	-	-	-	-
・夫婦と子ども	2,814	2,633	2,482	2,228	1,950	304	608	742	881	981	-
・男親と子ども	132	143	152	156	172	2	9	16	29	36	-
・女親と子ども	808	915	962	929	960	11	74	110	154	185	-
○その他の親族世帯	1,483	1,380	1,253	1,035	796	67	149	200	254	296	474
・夫婦と両親	51	48	51	33	26	-	-	-	-	-	-
・夫婦とひとり親	167	172	175	160	124	-	-	-	-	-	-
・夫婦、子どもと両親	304	248	192	142	88	14	32	47	57	64	88
・夫婦、子どもとひとり親	491	454	370	281	203	19	49	70	90	103	203
・夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	31	30	35	21	32	-	-	-	-	-	-
・夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	103	101	98	89	71	12	23	30	42	47	61
・夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	28	26	27	16	14	3	3	3	4	4	5
・夫婦、子ども、親と他 の親族	102	86	70	49	31	10	16	16	18	25	31
・兄弟姉妹のみ	67	58	70	94	85	-	-	-	-	-	-
・他に分類されない親族 世帯	139	157	165	150	122	9	26	34	43	53	86
●非親族世帯	83	111	145	114	106	3	4	5	8	9	-
●単独世帯	2,943	3,237	3,539	3,740	4,103	-	-	-	2	18	-
●不詳	-	-	-	20	11	-	-	-	-	-	-

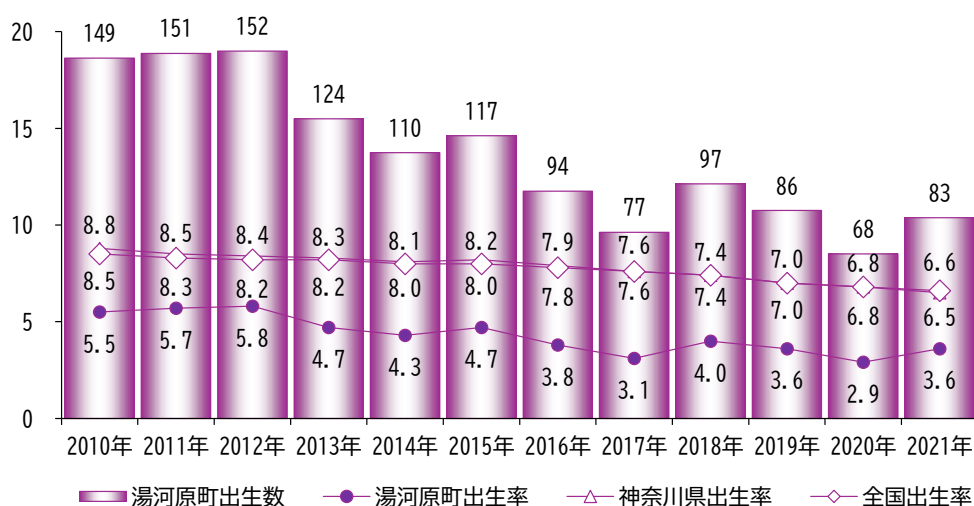
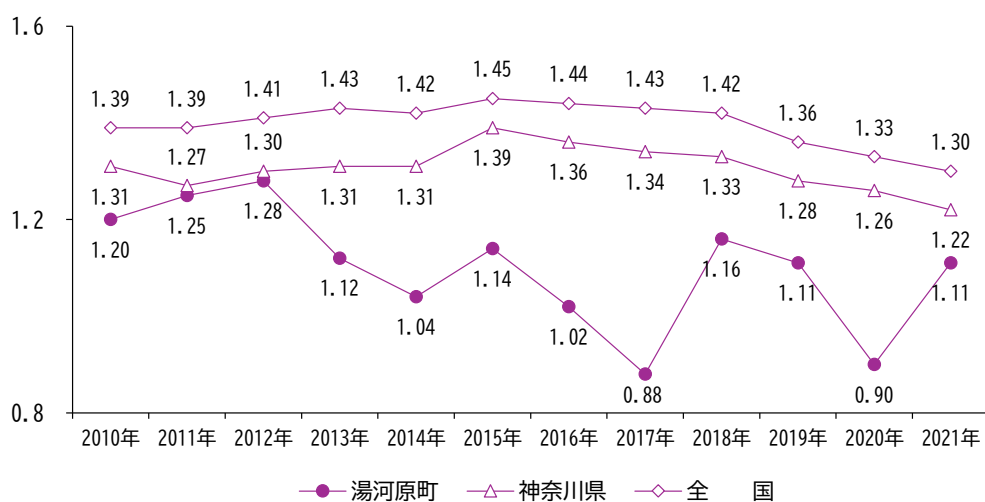
資料：国勢調査



(3) 合計特殊出生率の推移

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
湯河原町出生数	149	151	152	124	110	117	94	77	97	86	68	83
出生率(人口千対)												
湯河原町	5.5	5.7	5.8	4.7	4.3	4.7	3.8	3.1	4.0	3.6	2.9	3.6
神奈川県	8.8	8.5	8.4	8.3	8.1	8.2	7.9	7.6	7.4	7.0	6.8	6.5
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6
合計特殊出生率												
湯河原町	1.20	1.25	1.28	1.12	1.04	1.14	1.02	0.88	1.16	1.11	0.90	1.11
神奈川県	1.31	1.27	1.30	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34	1.33	1.28	1.26	1.22
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

資料：神奈川県衛生統計年報



(4) 年齢別未婚率

		湯河原町					神奈川県	全国
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2020年	2020年
男性	15～19歳	99.4	99.4	99.6	99.8	100.0	99.8	99.8
	20～24歳	92.1	92.4	94.4	96.5	94.6	96.7	95.2
	25～29歳	73.1	74.3	78.5	76.2	82.6	75.8	72.9
	30～34歳	42.9	55.4	54.2	58.3	58.7	48.6	47.4
	35～39歳	33.1	35.2	44.5	46.1	52.2	34.9	34.5
	40～44歳	21.2	29.1	32.8	40.3	40.5	29.1	29.1
	45～49歳	16.4	23.1	27.0	31.6	38.7	28.1	27.2
	50～54歳	12.5	16.4	21.9	27.3	29.0	24.7	24.2
	55～59歳	8.1	11.0	17.6	20.5	24.8	20.3	19.6
	60～64歳	4.5	8.4	12.9	15.7	21.1	16.1	15.5
	65～69歳	4.6	4.6	7.7	11.2	14.2	13.3	12.3
	70～74歳	3.5	4.3	5.4	7.7	11.1	9.3	8.1
	75～79歳	2.5	2.4	3.4	5.0	6.8	5.0	4.3
	80～84歳	1.8	2.1	2.3	3.3	4.8	2.8	2.5
	85歳以上	0.9	2.6	1.0	2.7	2.7	1.7	1.5
女性	15～19歳	99.2	98.5	99.7	99.2	100.0	99.7	99.6
	20～24歳	87.4	87.2	90.8	92.1	90.0	94.2	92.3
	25～29歳	57.5	60.8	65.6	69.7	72.0	65.3	62.4
	30～34歳	29.5	35.6	40.4	41	54.8	35.7	35.2
	35～39歳	17.2	24.4	26.5	29.3	33.7	23.2	23.6
	40～44歳	12.6	16.3	19.1	22.2	25.8	18.6	19.4
	45～49歳	11.6	11.6	17.3	19.1	21.5	17.0	17.6
	50～54歳	9.8	10.3	11.5	16.6	18.9	14.3	15.2
	55～59歳	5.6	9.9	9.8	12.4	16.9	11.0	11.3
	60～64歳	6.9	5.8	8.8	9	10.3	8.1	7.9
	65～69歳	10.1	6.7	6.4	8.2	8.8	6.0	5.9
	70～74歳	8.2	8	6.3	5.9	8.5	5.0	4.9
	75～79歳	7.7	7.6	7.3	6.8	6.6	3.9	4.1
	80～84歳	5.4	8	9.5	7.7	6.2	3.7	3.6
	85歳以上	5	6.3	6.8	7.8	8.7	4.3	3.6

資料：国勢調査

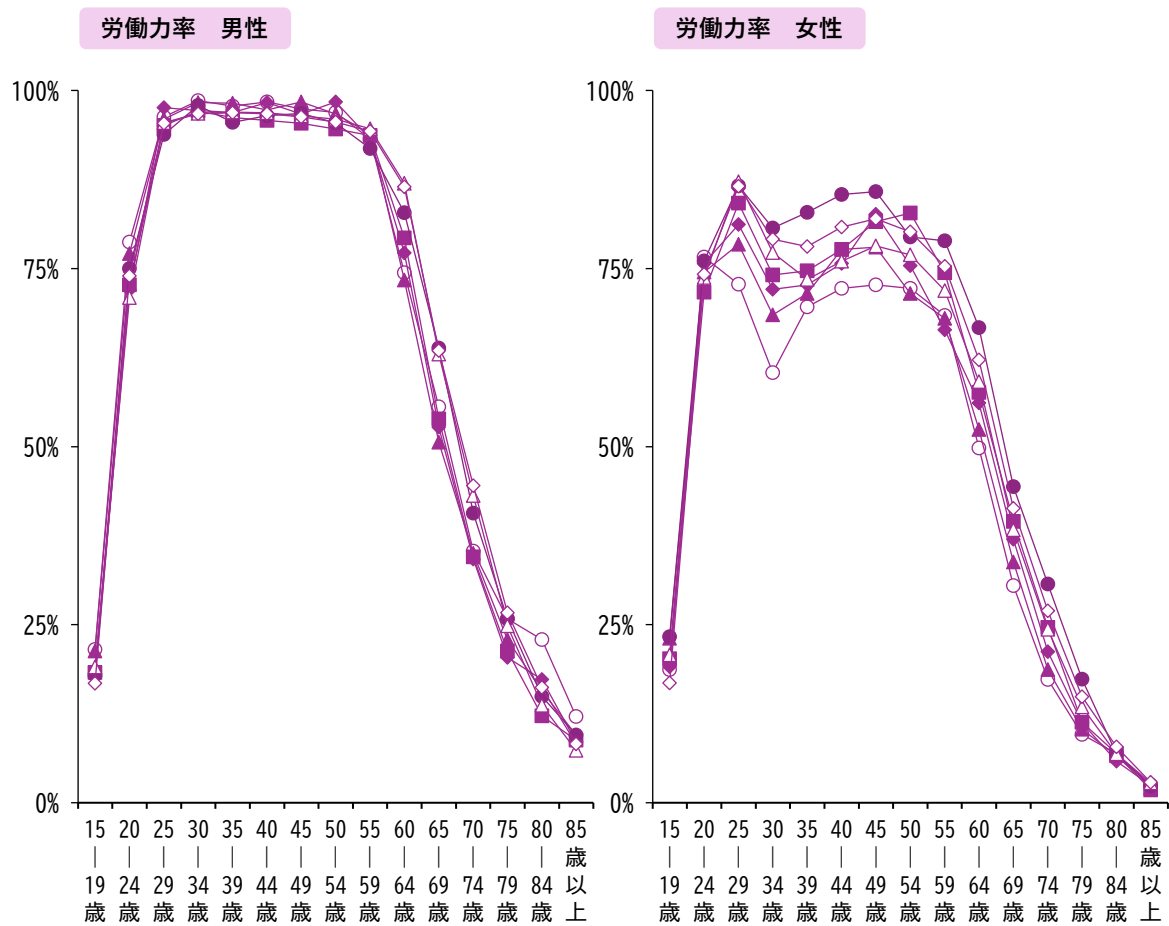
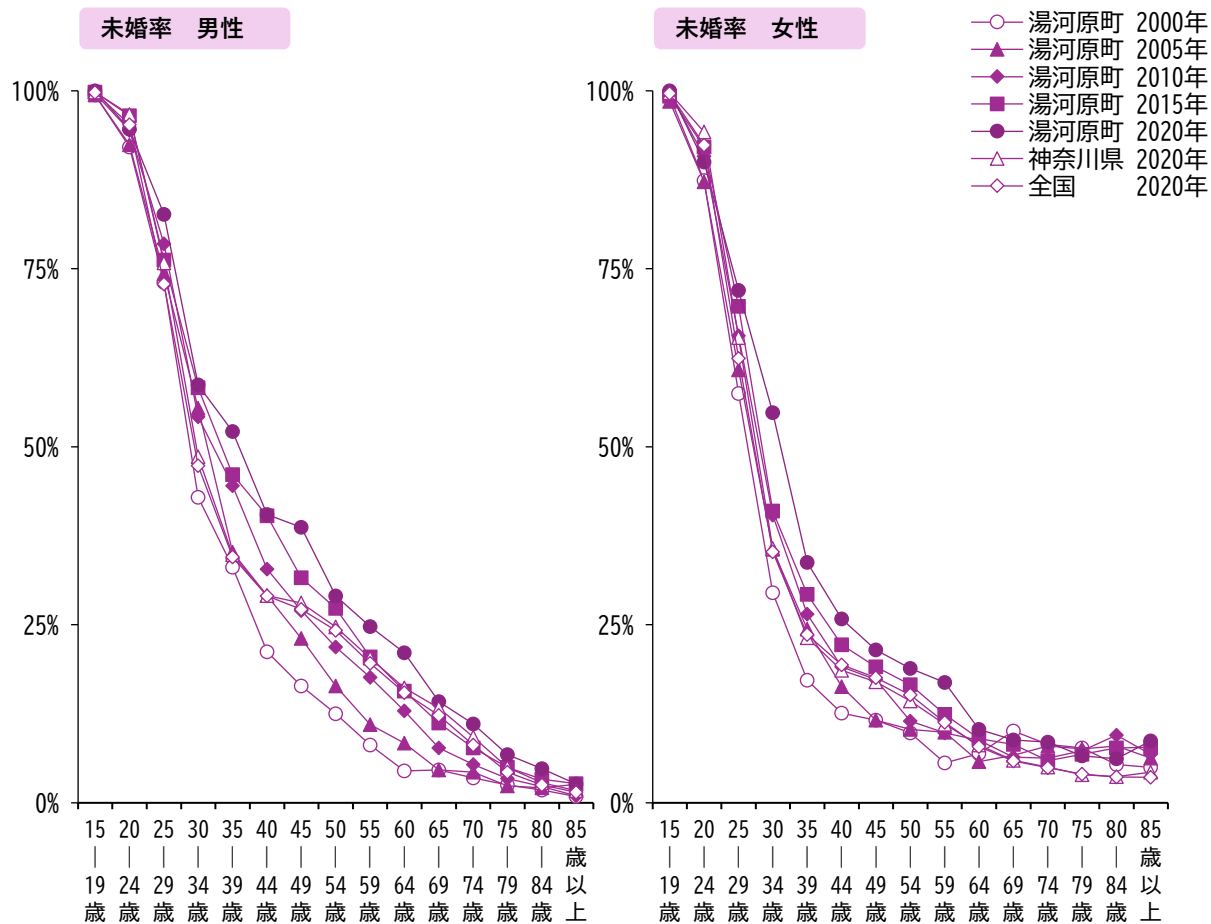


(5) 年齢別労働力率

		湯河原町					神奈川県	全国
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2020年	2020年
男性	15～19歳	21.5	21.3	17.7	18.3	17.9	19.0	16.7
	20～24歳	78.7	77.1	72	72.7	75.0	70.9	74.0
	25～29歳	96.3	96	97.6	95.1	93.8	95.5	95.4
	30～34歳	98.6	98.3	97.2	97.1	97.9	96.8	96.8
	35～39歳	97.8	98.2	96.9	96.2	95.5	97.0	96.9
	40～44歳	98.4	97.3	98.3	95.8	96.5	96.9	96.8
	45～49歳	97.4	98.4	96.7	95.4	96.8	96.4	96.3
	50～54歳	96.9	96.7	98.4	94.6	95.5	96.0	95.6
	55～59歳	93.2	93.9	93.2	93.7	91.9	94.6	94.3
	60～64歳	74.4	73.4	77.2	79.3	82.8	87.0	86.5
	65～69歳	55.6	50.6	52.7	53.9	63.8	63.0	63.5
	70～74歳	35.3	35	34.2	34.5	40.7	43.1	44.5
	75～79歳	25.8	22.9	20.4	21.3	25.8	24.8	26.7
	80～84歳	22.9	15.7	17.3	12.2	14.9	13.7	16.2
	85歳以上	12.1	9.5	8.5	8.8	9.5	7.3	8.3
女性	15～19歳	18.7	23.1	19.1	20.2	23.3	20.7	16.8
	20～24歳	76.6	74.5	75.7	71.7	76.1	73.7	74.2
	25～29歳	72.8	78.4	81.2	84.2	86.6	87.2	86.6
	30～34歳	60.4	68.5	72.1	74.1	80.7	77.2	79.1
	35～39歳	69.6	71.5	72.7	74.7	82.9	73.5	78.1
	40～44歳	72.2	77.7	75.7	77.7	85.4	76.0	80.8
	45～49歳	72.7	78	82.6	81.6	85.8	78.2	82.0
	50～54歳	72.2	71.5	75.4	82.8	79.4	76.9	80.2
	55～59歳	68.4	68	66.4	74.4	78.9	71.9	75.3
	60～64歳	49.8	52.4	56.1	57.6	66.7	59.1	62.2
	65～69歳	30.5	33.8	37	39.5	44.4	38.3	41.3
	70～74歳	17.3	18.7	21.2	24.6	30.7	24.3	26.9
	75～79歳	9.6	10.3	11.2	11.3	17.3	13.4	14.9
	80～84歳	6.9	6.6	5.8	6.9	6.8	6.9	7.8
	85歳以上	2.5	2.1	2.4	1.8	2.3	2.8	2.9

資料：国勢調査

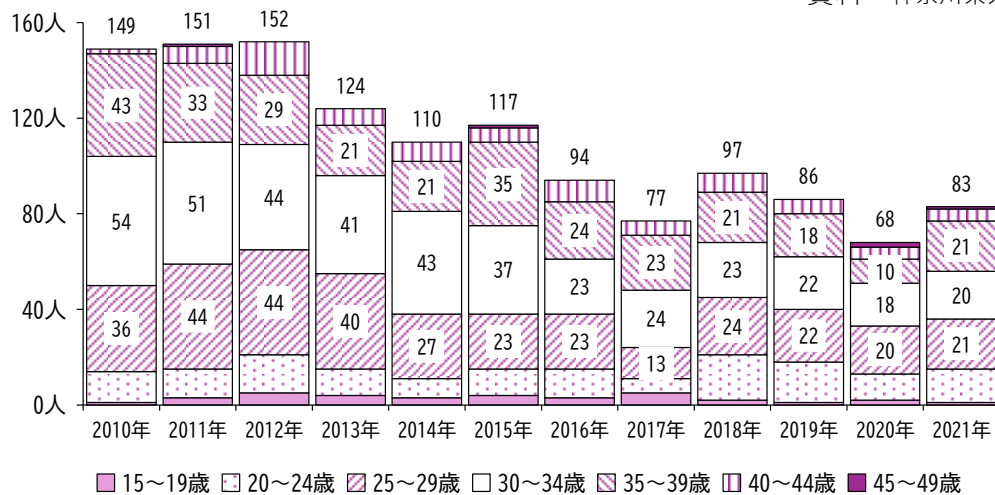




(6) 母の年齢別出生数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
総数	149	151	152	124	110	117	94	77	97	86	68	83
15～19歳	1	3	5	4	3	4	3	5	2	1	2	1
20～24歳	13	12	16	11	8	11	12	6	19	17	11	14
25～29歳	36	44	44	40	27	23	23	13	24	22	20	21
30～34歳	54	51	44	41	43	37	23	24	23	22	18	20
35～39歳	43	33	29	21	21	35	24	23	21	18	10	21
40～44歳	2	7	14	7	8	6	9	6	8	6	5	5
45～49歳	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	1

資料：神奈川県人口統計調査

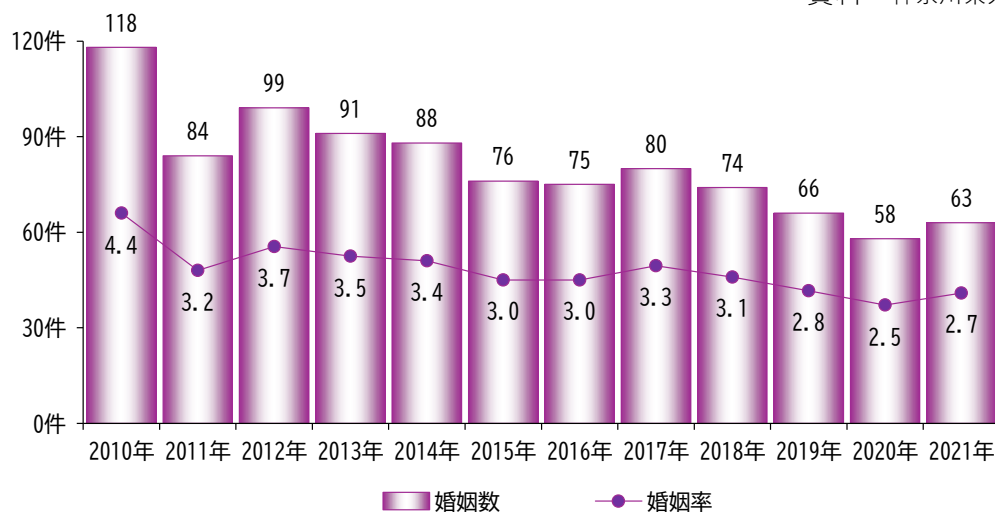


(7) 婚姻・離婚

(上段: 件)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
婚姻	118 4.4‰	84 3.2‰	99 3.7‰	91 3.5‰	88 3.4‰	76 3.0‰	75 3.0‰	80 3.3‰	74 3.1‰	66 2.8‰	58 2.5‰	63 2.7‰
離婚	63 2.3‰	55 2.1‰	41 1.6‰	58 2.2‰	46 1.8‰	46 1.8‰	47 1.9‰	48 2.0‰	42 1.7‰	24 1.0‰	30 1.3‰	32 1.4‰

資料：神奈川県人口統計調査



2 ニーズ調査からの課題

■本人調査

●あなたのことについて

こども基本法第二条において、『「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう』と定義されています。また、こども家庭庁は、こども政策を推進するにあたり、こども・若者のみなさんの声を聴き、反映し、こどもや若者の視点に立った政策の実現を掲げています。

→そこで、本町では20代までを対象にアンケートを実施しました。

●困難に直面した経験について

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験では、「今までに経験があった（または、現在ある）」11.4%と「どちらかといえば、あった（ある）」18.4%を合わせた約3割が困難に直面した経験があるとなっています。

役に立った困難の乗り越えた方や望む支援では、「家族や友人・知人への相談」49.3%が最も多く、以下「困難とは関係のない仲間、居場所での時間」13.2%、「同じような境遇の人同士で交流できる場所」9.2%、「電話やSNSなどでの相談」7.4%となっています。

家族や知り合い以外に相談したい相手では、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」44.5%が最も多く、以下「相手が同世代である」40.4%、「相手が同性である」25.4%、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」23.9%、「無料で相談できる」22.8%となっています。

→困難に直面した際、匿名でSNSなどを利用し相談できる場の構築の検討が求められます。

●こども・若者支援について

必要だと思うこども・若者支援では、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」39.0%が最も多く、以下「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口の充実」36.4%、「青少年や若者が参加できるイベント等の開催」34.9%、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」33.1%、「多様な授業（国際交流等）を取り入れるなど、学校教育の充実」29.4%となっています。

→こども・若者支援については、安全・相談窓口・交流の場の提供・経済的支援など多方面における支援が求められています。

●ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知状況では、「聞いたことはない」51.1%が最も多く、以下「聞いたことがあり、内容も知っている」27.2%、「聞いたことはあるが、よく知らない」21.0%となっています。

ヤングケアラーにあてはまると思うかでは、「あてはまらない」78.7%が最も多く、以下「わからない」17.3%、「あてはまる」2.9%となっています。

→ヤングケアラーについては、よく知らないが2割、自分自身があてはまるかわからないが約2割となっており、適正な支援につなげるため、さらなる情報の周知が求められます。

●あなたの気持ちや考えについて

最近の生活全般の満足度では、平均は6.65点、『7点以上』は56.6%となっています。

自分の将来について明るい希望を持っているかでは、「希望がある」26.8%、「どちらかといえば希望がある」38.2%を合わせた『希望がある』が65%を占めています。

湯河原町の将来は明るいと思うかでは、「明るい」8.1%、「どちらかといえば明るい」21.3%を合わせた『明るい』が約3割となっています。

生きづらさを感じることがあるかでは、「ある」が46.3%となっています。

どの程度、孤独であると感じることがあるかでは「時々ある」20.2%、「しばしばある・常にある」5.9%を合わせ、約4人に1人が孤独を感じやすくなっています。

知っている子ども・若者を対象とした育成支援機関等では、「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」43.4%が最も多く、以下「通信制高校のサポート校」36.4%、「教育支援センター」32.0%、「職業安定所・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」26.5%となっています。一方「どれも知らない」は27.6%となっています。

→子ども・若者を対象とした育成支援機関の周知を重ね、生きづらさや孤独の解消、希望や幸せの向上につながる施策の検討が求められます。

●情報の入手先について

知識や情報の入手先では、「インターネット検索」85.3%が最も多く、以下「SNS（LINE,Instagram,TikTok,X等）」77.6%、「家族や友人との会話」69.1%、「テレビ・ラジオ」62.5%、「本」32.0%となっています。

→デジタルを活用した情報の効率的な周知施策の検討が必要です。



●こどもや若者の意見について

子ども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うかでは、「わからない」30.1%が最も多く、以下「そう思わない」22.1%、「どちらかというと思わない」19.5%となっています。約7割が「意見を聞いてもらえる」と感じていません。

住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするために意見を言う方法では、「アンケート調査」47.4%が最も多く、以下「SNS（LINE、X等）」40.8%、「意見箱」35.7%、「同じ年代の人が集まるグループで意見を言い合う」22.1%、「大人もいるグループで意見を言い合う」11.8%、「考えたことがない」11.8%となっています。

→子ども政策に関して、こどもや若者からの幅広い意見収集方法の検討が必要です。

■保護者調査

●世帯のことについて

小学生以下の子どもの保護者を対象に実施しています。

現在の暮らしの状況では、「ふつう」50.1%が最も多く、「やや苦しい」31.5%と「大変苦しい」9.7%、を合わせた『苦しい』が4割を占めています。

昨年の世帯の収入では、「127万円を超える」86.3%、「127万円を超えない」11.2%となっています。

※厚生労働省国民生活基礎調査の結果では、2021年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%とされています。

コロナ渦の影響、昨今の物価高、等価可処分所得の回答が難しいことを考慮し、この調査では参考に、世帯の収入が127万円を超えるかを聞いています。

→暮らしの状況を苦しいと感じる子育て世帯への支援施策の再検討が求められます。

●母親・父親の就労について

母親の就労状況では、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」40.0%が最も多く、以下「正社員・正規職員・会社役員」29.2%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」12.9%、「自営業（家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。）」11.8%、「嘱託・契約社員・派遣職員」3.2%となっています。

父親の就労状況では、「正社員・正規職員・会社役員」64.3%が最も多く、以下「自営業（家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。）」20.7%、「いない、わからない」8.7%、「嘱託・契約社員・派遣職員」1.5%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」1.5%となっています。



母親が働いていない理由では、「子育てを優先したいため」47.5%が最も多く、以下「自分の病気や障がいのため」16.4%、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」13.1%、「その他の理由」9.8%、「家族の介護・介助のため」1.6%となっています。

→近年増えている働く母親について、働きやすさを確保する施策の検討が求められます。

●お子さんが困難に直面した経験について

子どもが直面した困難では、「直面していない」70.4%が最も多く、以下「友人との関係」18.6%、「不登校」4.2%、「家族との関係」4.2%、「いじめ」3.4%となっています。

役に立った困難の乗り越えた方や望む支援では、「家族や友人・知人への相談」24.1%が最も多く、以下「金銭的な支援制度」6.8%、「困難とは関係のない仲間、居場所での時間」6.6%、「その他」6.3%、「町役場や民間機関の相談窓口での支援」5.9%となっています。

→困難を乗り越える際、必要な支援制度につながるための支援が求められます。

●子育て支援について

子育て支援については、いずれも「利用したことがない・利用する必要がなかった」が半数を超え多くなっています。(1) 児童扶養手当では、「利用したことがある」が3割を占め、多くなっています。

「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」は有料でも利用したい人が約9割を占め多くなっています。

日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うかでは、「そう思わない」43.8%が最も多く、以下「どちらかといえば、そう思わない」33.0%、を合わせた『そう思わない』が約8割となっています。

子どもの世話や看病で頼れる人はいるかでは、「いない」が21.6%、「そのことで頼らない」が5.3%となっています。

→結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると感じられる、子育て支援が求められます。

●ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度では、「聞いたことがあり、内容も知っている」65.5%が最も多く、以下「聞いたことはあるが、よく知らない」16.7%となっています。

子どもは「ヤングケアラー」にあてはまると思うかでは、「あてはまらない」90.3%が最も多く、以下「わからない」5.9%、「あてはまる」2.3%となっています。

→ヤングケアラーの認知を進めるための、更なる周知が求められます。



●相談や情報の入手先について

県や町が実施している子育てや生活に関する支援の情報の入手先では、「広報ゆがわら」48.8%が最も多く、以下「家族や友人からの情報」41.6%、「教育・保育施設や学校からのお便り」40.2%、「町や県のホームページ」18.0%、「SNS」14.2%となっています。

→デジタルを活用した情報の効率的な周知施策の展開を図るとともに、「広報ゆがわら」や「教育・保育施設や学校からのお便り」での情報提供の充実が必要です。

●町の実施について

充実が必要だと思う子育て・生活支援では、「保育料や授業料の負担軽減」56.7%が最も多く、以下「子どもの医療費支援の充実」53.1%、「仕事で帰宅が遅くなる場合や休日勤務の場合等の保育サービスの充実」44.2%、「病児・病後児保育の充実」41.9%となっています。

充実が必要だと思う子ども・若者支援では、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」50.7%が最も多く、以下「インターネットの適正な利用について学ぶ機会の充実」46.7%、「多様な授業（国際交流等）を取り入れるなど、学校教育の充実」41.9%、となっています。

→町の実施については、多方面における支援が求められています。現在実施している取組を整理し、必要な取組を再度検討していくことが必要です。



本調査における湯河原町の現状値

本調査の実施において、こども大綱「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標として掲げられた項目についての本町における現状値を把握しました。

結果は以下の通りです。

目標	項目	本町における 現状値	調査票の別
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	11.0%	中学生・高校生～20代の 本人調査より
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	56.6%	
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	64.7%	
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	63.6%	
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	83.1%	
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	97.1%	
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	54.4%	
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	27.2%	
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	65.1%	
10	「湯河原町の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	29.4%	
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	23.0%	小学生以下の子どもの 保護者調査より
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	72.5%	



(参考) 子ども大綱 (2023年12月22日) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

参考となる国の「子ども大綱」における目標値等は以下の通りです。

	項目	国の 目標値	国の 現状値	出典
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% 2023年	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% 2022年	O E C D「生徒の学習到達度調査 (P I S A)」
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	70%	60.0% 2022年	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	74.2% 2022年	O E C D「生徒の学習到達度調査 (P I S A)」
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% 2022年	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% 2022年	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% 2022年	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% 2023年	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	66.4% 2022年	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
10	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	31.0% 2018年	こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% 2023年	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% 2022年	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成

※項目ごと対象の年齢が限定されています。



第3章 プランにおける前提

1 プランの基本理念

自然とやさしさの中ですべての子ども・若者が健やかに育つ町

第1期湯河原町子ども・子育て支援事業計画、第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画では「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つ町」を基本理念として、各種施策を展開してきました。

本プランは、子ども・子育て支援事業計画の第3期計画だけでなく、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の内容を含む『こども計画』、さらに、『次世代育成支援行動計画』の内容を包含し、少子化対策にも焦点をあてて策定しています。そのため、プランの対象を若者まで広げ、子育てを行う保護者はもちろんのこと、子どもや若者の意見を聞くアンケート調査を初めて実施しました。

子どもや若者は、私たちのまちの将来を担い、また次の世代へとつないでいくかけがえのない存在です。本町の豊かな自然の中で、誰一人取り残されることなく、多くの愛情が注がれ、健やかに育つことができるよう、これまでの計画の基本理念や各種法律等を踏まえ、本プランの基本理念は「自然とやさしさの中ですべての子ども・若者が健やかに育つ町」とします。

●SDGsとの関連

SDGsは、2015年9月18日付けで国連サミットにおいて、加盟する全193か国によって採択された「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」に記載されている国際目標です。

本プランの推進により、SDGsの各ゴールの達成にも寄与していきます。



基本方針1

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

基本方針2

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

基本方針3

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

基本方針4

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

基本方針5

多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立ち、若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、結婚や子育てに関する希望の形成と実現を後押しする

基本方針6

国・県・近隣自治体をはじめ、各種法人、民間団体、住民等との連携による取組を重視する



3 こどもの見通し

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年
総人口	24,637	24,362	24,030	23,759	23,292	22,918	22,545	22,157	21,760	21,348
0 歳	89	66	79	67	60	65	63	61	60	57
1 歳	88	83	73	73	63	58	63	61	59	58
2 歳	80	85	80	73	73	62	57	62	60	58
3 歳	93	73	89	84	68	72	61	56	61	59
4 歳	102	95	78	87	83	69	73	62	57	62
5 歳	95	104	94	79	84	83	69	74	63	57
6 歳	122	97	105	100	78	86	85	71	76	65
7 歳	115	121	95	101	99	77	85	83	70	75
8 歳	166	112	121	96	100	98	76	84	82	70
9 歳	162	167	114	124	93	100	98	76	84	82
10 歳	146	158	164	118	126	93	100	98	76	84
11 歳	158	143	159	163	119	126	93	100	98	76
12-14 歳	499	498	470	462	467	444	408	338	319	291
15-19 歳	954	892	849	846	805	776	778	775	722	690
20-24 歳	991	1,005	999	989	937	899	847	797	778	750
25-29 歳	829	822	811	851	898	891	911	911	884	846
30-34 歳	765	780	751	752	726	745	732	738	789	825
35-39 歳	923	846	826	806	758	731	731	723	697	693

4 プランにおける本町目標

目標	項 目	目標値 2029年度	現状値 2024年度
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70.0%	11.0%
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70.0%	56.6%
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	75.0%	64.7%
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80.0%	63.6%
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90.0%	83.1%
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	98.0%	97.1%
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	75.0%	54.4%
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	75.0%	27.2%
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80.0%	65.1%
10	「湯河原町の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	60.0%	29.4%
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70.0%	23.0%
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90.0%	72.5%

5 体系図

第4章 こども支援の推進 [こども計画]

- 1 ライフステージを通じた支援
- 2 ライフステージ別の支援
- 3 子育て当事者への支援

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進 [次世代育成支援行動計画]

- 1 基本的な視点
- 2 地域における子育て支援
- 3 母子・思春期保健の充実
- 4 子どもの教育環境の整備
- 5 子どもにやさしい生活環境の整備
- 6 職業生活と家庭生活の両立の推進
- 7 子どもと地域の安心・安全の確保
- 8 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実

第6章 量の見込みと確保方策 [子ども・子育て支援事業計画]

- 1 教育・保育の提供区域
- 2 教育・保育提供区域を用いる項目
- 3 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保



第4章 こども支援の推進

[こども計画]

1 ライフステージを通した支援

(1) こども・若者の権利、個性が尊重され、最善を追求できる体制づくり

- ・子ども・若者施策を策定するにあたり、子ども、若者の個性を尊重し、最も良いことは何か考え、子どもの利益になるような取組を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）の各連携機関の結びつきを強化することで、虐待等の困難を抱えた子どもの権利を守ります。
- ・問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

(2) こども・若者と一緒にまちをつくる

- ・子ども・子育て会議をはじめとした、町の子育てに関する施策、事業の検討の場に、子ども・若者にも参加してもらい、直接意見を聞いて、取組の参考にします。
- ・「駅前の居場所」など、地域子育てコミュニティによる「みんなが、みんなの子どもを育てる社会」を目指します。

(3) 切れ目のない支援で子育てのしやすい環境の整備

- ・小児医療費助成の対象年齢拡大や、高校生通学定期券購入費補助の継続により、これまで年齢で切れてしまいがちであった高校生年代の子を持つ家庭への切れ目のない経済的支援を行います。
- ・こども家庭センターを設置（2026年～予定）し、誕生前から各成長期において、相談体制の充実など、安心して子育てしやすい環境の整備を行い、切れ目なく十分な支援を行います。



(4) 誰一人取り残さないきめ細かな支援の推進

- ・ こども家庭センターを設置（2026年～予定）し、個別にサポートプランを組むことで、支援の必要な家庭を残さず把握し、各家庭に必要な支援へつながられる体制をつくりま
- す。
- ・ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターを設置し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築するとともに、重症心身障がい児・医療的ケア児の支援を推進します。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の連携強化により、虐待やマルトリートメント（不適切な養育）を受ける児童、そうした行為をしてしまう保護者への支援を行い、適切な愛着、親子関係を形成できるよう町全体で見守ります。
- ・ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備します。

(5) 若い世代の選択を尊重し、実現を手助けする

- ・ 未来を担う若年労働者や、高度な技術や知識を備えた労働人材の町内就業を促進するとともに、雇用の創出を企業に働きかけ、若者や出産後にも仕事を続けたい女性への雇用の機会を提供します。
- ・ 1歳になるまでの子どもがいる家庭に、紙おむつなどの消耗品を月額7,000円上限で支給するなど、子育て世帯にかかる経済的負担などを軽減します。
- ・ 多様な保育サービスを実現するため、子育て世帯の意見を聞きながら、ニーズに沿った子育てしやすい環境整備に取り組みます。

(6) 連携強化による施策の適時最適化

- ・ 町内外で子育て支援を行っている民間団体や近隣の市町村、県、国との連携・協議を行い、施策について検討、修正を行うことで、支援対象の家庭、子どもにとっての最善の支援を追求し続けます。



2 ライフステージ別の支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実を図るため、母子保健の充実や、妊産婦の医療費助成に取り組みます。
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実を図るため、乳幼児期の教育・保育の充実、小学校教育との円滑な接続、子育て当事者の孤立対策に取り組みます。

(2) 学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い教育の推進を図るため、教育環境の整備、障がいのあるこどもなどへの支援、学校・家庭・地域の連携強化、いじめの防止、不登校のこどもへの支援、体罰等の防止、こどもの健康増進や体力の向上に取り組みます。
- ・地域ぐるみでこどもを育て、こどもの健やかな成長を支援していくため、こども・若者の声を聴きながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりに取り組みます。
- ・こどもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、小児医療体制の充実を図るとともに、心身の健康等についての情報提供やこころのケアに取り組みます。

(3) 青年期

- ・若者が、家庭環境に左右されず学習機会が保障されるよう、高等教育の修学支援に取り組みます。
- ・ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するなど、ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実に、関係機関と連携しながら取り組みます。



3 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・ 幼児教育・保育にかかる費用の独自軽減や、小学校給食費の段階的無償化の実施など、子育て世帯への経済的支援の充実に取り組みます。
- ・ 教育委員会等と連携して、準要保護児童生徒などを中心に、生活が困難な児童生徒がいるご家庭に、安心して食べられる食事と継続的な学び（学習支援）を届けます。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・ 地域の中で子育て家庭を支えられるよう、ファミリー・サポート・センター等の地域における子育て支援に取り組むほか、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育支援に取り組めます。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・ 夫婦が相互に協力しながら子育てを行い、それを職場や地域社会全体で支援できるよう、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進に取り組めます。
- ・ 職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間を確保し、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を推進します。

(4) ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭等の自立を促進し、地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、ひとり親家庭への支援に取り組めます。



第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

[次世代育成支援行動計画]

1 基本的な視点

(1) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であり、大人は子どもが健やかに育つ権利を保障するため、心身の健康と安全への配慮、子どもの居場所の確保、子どもの生きる力の育成のための取組をします。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成を目指します。

(3) サービス利用者の視点

多様化する個別のニーズに柔軟に対応できるよう、総合的な取組を目指します。

(4) 社会全体による支援の視点

国や地方公共団体、企業や地域社会など、社会全体での取組を目指します。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

若者の結婚や子育てに関する希望を実現するためにも、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和が実現した社会を目指します。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進し、子育ての不安を解消するとともに、こどもの健やかな成長につなげます。

(7) すべての子どもと家庭への視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。



(8) 地域の担い手における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、地域の高齢者、民間事業者、自然環境、伝統文化等の社会資源、保育所・学校施設など、既存公共施設等の十分かつ効果的な活用を図ります。

(9) サービスの質の視点

サービスの量だけでなく質を重視し、向上させていく視点から、サービス提供人材の力量の向上を支援するとともに、サービス提供事象者との連携強化を進めます。

(10) 地域特性の視点

湯河原町の地域の特性に沿った子育て環境づくりや子育て支援施策を推進します。



2 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっている中、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されています。

こうした中、子育て家庭がゆとりをもって安心して子育てを行うことができる環境づくりを進めるため、引き続き「待機児童ゼロ」を実施していくとともに、一時保育や学童保育及び子育て支援センターのさらなる充実を図ります。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
1	子育てサロン	親子がともに自由に過ごせる場所を提供し、育児不安の解消や、保健師・栄養士等による育児相談、情報提供等を実施して、子育てについての支援を行います。	乳幼児とその保護者	こども支援課
2	一時預かり (一時保育・短時間預かり)	満1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、保護者の仕事や通院、育児疲れなどで一時的に家庭での保育ができなくなった場合に預かります。	乳幼児～未就学児童	こども支援課
3	ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で子どもを預けたり預かったりすることで、子育てをしている家庭と地域の方々がつながり合い、信頼と助け合いの関係の中で、安心して子育てができる環境づくりを目指します。	生後3か月の乳幼児から中学生までの保護者	こども支援課
4	教育相談	幼稚園や小中学校での教育相談を実施します。	幼稚園・小学校・中学校の保護者	学校教育課
5	幼稚園での預かり保育	保護者の緊急・一時的な利用や、就労のための定期的な利用など、様々な状況に応じて、通常の教育時間終了後から午後4時まで預かり保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。	幼稚園児	幼稚園

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
6	通常保育 (待機児童ゼロ)	町立保育園が4園ある中で、受入児童数の弾力化を図り、引き続き待機児童ゼロを推進します。	就学前児童	こども支援課
7	延長保育	保育短時間認定の子どもが、保育園開所時間内で保育時間を延長することができます。	保育園児	こども支援課
8	保育内容の充実	研修会等の参加を促進して、保育士等の資質の向上を図ります。	保育士等	こども支援課
9	未就学園児体験入園 (幼稚園)	就学前児童を対象に年に3回体験入園を行い、福浦幼稚園を体験していただけます。内1回は芸術鑑賞会を開催しています。	就学前児童	幼稚園
10	放課後児童健全育成事業 (学童保育)	町内の3小学校で開設。放課後に適切な保育を受けることのできない小学1～6年生を対象に授業終了後から午後6時まで(土曜・学校休業日及び長期休業日は午前8時から午後6時まで)開設しています。	小学 1～6年生	社会教育課
11	放課後子ども教室推進事業			社会教育課
	そよかぜきょうしつ	東台福浦小学校で、全児童を対象に水・金曜日の授業終了後から午後4時30分まで実施しています。	東台福浦 小学校児童	
	放課後まなび教室	湯河原小学校で、火・木曜日に2クラスで授業終了後から午後4時30分までと夏休み、冬休みに数日間実施しています。	湯河原 小学校児童	
	JUMP	吉浜小学校で、水曜日に下学年のクラス、金曜日に上学年のクラスが授業終了後から午後4時30分まで実施しています。	吉浜 小学校児童	
12	多世代交流事業	子どもからお年寄りまでの多世代が自由に過ごす「多世代の居場所」、多世代がともに学ぶ「多世代共創塾」、食事作りと夕食をともに行う「居場食堂」、学習支援事業である「ゆがわらっこ大学」など、安心して過ごせる居場所として活動しています。	町民	こども支援課



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
13	駅前の居場所 (子ども第三の居場所)	誰一人取り残さない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる社会」を推進します。また、同施設は、地域の方々の交流施設でもあることから、多世代の交流が行われ、子どもたちにとって地域（町）への愛着を育みます。	町民 地域の方々	地域政策課
14	産後ケア事業	出産されたお母さんをサポートします。 デイサービス（通所）型 6 時間コース、アウトリーチ（訪問）型 2 時間コース	出産した方	保健センター
15	園庭開放（保育園）	就学前児童で幼稚園保育園に通っていない児童を対象に保育園では、月 1 回園庭開放日を定め、親子で遊べるよう支援します。	就学前児童	こども支援課
16	子育て支援紙おむつ等支給事業	出生の翌月から 1 歳の誕生月まで、月額 7,000 円を限度に紙おむつ等の子育てに必要な消耗品を支給します。	1 歳になるまでの乳児の保護者	こども支援課
17	高校生通学定期券購入費補助金	高等学校などへ公共交通機関を利用して通学している生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を補助することにより、経済的な負担の軽減を図ります。	町内に住民登録のある高校生の保護者	こども支援課
18	こども家庭センターの設置	こども家庭センターを設置し、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を行い、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭の支援等を行います。	町民	こども支援課 保健センター
19	みやのうえ保育園の再整備	老朽化したみやのうえ保育園を建替え、保育環境の整備を図るとともに町外から子育て世帯が転入してくるほどのユニークで魅力的な保育園の再整備を行います。	保育園児とその保護者	こども支援課



(2) 子育て支援のネットワークづくり

幼稚園、保育園、学校、子育てサロンなどの子どもに直接関係する機関だけでなく、児童相談所、保健福祉事務所、医療、行政・教育機関など、子育てに関係する専門機関相互の連携を図り、どこに相談しても速やかに必要な支援が受けることができるよう、ネットワークを構築していきます。

また、次代を担う子どもたちを地域全体で見守り、応援していくための体制づくりを推進していくとともに、子どもたちが行事やイベントなどに参加して直接地域の方々とふれあうことで、子育て支援をより身近なものに感じることができるよう工夫していきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
20	子育て支援ネットワークの構築	学校、幼稚園、保育園、行政機関、医療機関など関係機関が相互に協力連携を図り、様々な相談に速やかに対応できる体制をつくります。	子育て中の保護者等	こども支援課 学校教育課
21	相談窓口の一元化	育児不安や教育相談など多様化する相談内容に対応するための相談窓口を子育て支援センターに一元化して、相談者の利便を図ります。	子育て中の保護者等	こども支援課
22	保育園児と高齢者との交流	城堀会館で実施しているグループリビングの利用者と保育園児の交流を図ります。	おにわ保育園・高齢者	介護課
23	敬老のつどい	高齢者へ敬愛の意と長寿を祝う「敬老のつどい事業」の内容見直しを検討します。	保育園児・高齢者	介護課
24	消防出初式	毎年1月に行う町の消防出初め式に「幼年消防クラブ」「少年少女消防クラブ」として参加し、防火思想の高揚と地域との交流を図ります。	保育園・幼稚園年長 小学5年生～中学生	警防課
25	読み聞かせ（ボランティア）	保育園児等を対象に絵本等の読み聞かせを実施します。	保育園児	こども支援課
26	幼稚園・小学校との連携	総合的な学習、交流給食、運動会、学習発表会などを小学校と一緒に、また、園訪問を通じて小学校児童との交流を深め、友愛の心を育てます。	幼稚園児・小学生	学校教育課

(3) 児童の健全育成支援

子どもの健全育成のため、各種スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や教室を企画、実施し、一層の活性化を図ります。

また、各種スポーツ、イベントなどを通して、親と子のふれあいや会話、仲間意識を持つことの大切さなどの習得に努めます。

その他、小中学校において、薬物乱用、喫煙及び飲酒予防教育等を推進し、身体及び心の発育にとって非常に害があることを教えるとともに、児童・生徒への指導徹底を図ります。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
27	小学生の地域美化活動	公共の場の清掃作業を通して愛町精神を養います。	小・中学生	学校教育課
28	中学生職場体験事業	労働を体験することにより、地場産業への理解、勤労の意味などを考える場をつくります。	中学生	学校教育課
29	青少年健全育成活動推進事業			社会教育課
	インリーダー宿泊研修	野外での宿泊研修を行うことにより、集団生活のマナーや仲間との交流を深めながらリーダーとしての資質の向上を図ります。	小学 5・6年生	
	少年少女砂の芸術大会	自然とふれあいながらグループによる創作活動を通して、共同作業のすばらしさや連帯意識を培い、また、子どもたちの豊かな創造性を育みます。	小学生 (子ども会)	
	秋のスポーツイベント	団体での競技を行うことで、協調性を学び、それぞれの役割分担を自覚するとともに、体力の向上を図ります。		
	親子ます釣り大会等	地域での体験活動と親子のふれあい学習の一環として実施しています。自然に親しむとともに、親子の絆を深めます。	小・中学生と その保護者	
30	親善都市子ども交流推進事業（三原市）	親善都市提携を結ぶ広島県三原市の児童との交流を図り、また、互いの市町の歴史や文化・自然などについて学び、親交を深めます。	小学 5・6年生	社会教育課

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
31	たこづくり教室	「彦一風」を製作し、伝統芸能を自分の手でつくる喜びを味わい、地域における指導者や親と子のふれあいを深めます。	小・中学生	社会教育課
32	新春たこあげ大会	各自が手作りにしたたこで参加し、年中行事にふれることで、伝統文化への理解を深めます。	小・中学生	社会教育課
33	学習活動推進事業 (親子陶芸教室)	親子で陶芸づくりを体験し、親子のふれあいを深めるとともに、手作りの成果や物事を達成する喜びを感じます。	小・中学生とその保護者	社会教育課
34	学習活動推進事業 (海のプランクトン観察会、親子天体観察会)	湯河原町の豊かな自然に興味や関心を持ち、自然を大切にする心を育てます。	小・中学生とその保護者	社会教育課
35	学習活動推進事業 (地域会館活用)	文化福社会館・門川会館・川堀会館で実施しているもので、多世代を対象にそば打ち体験や小物づくりなど、様々な事業を展開しています。	小・中学生とその保護者	社会教育課
36	青少年健全育成活動推進事業 (ジュニアリーダー養成)	次世代のリーダーとしてジュニアリーダー(中学生・高校生)の育成を行っています。ジュニアリーダーは、子ども会や行政の活動などに協力するほか、自ら行事の企画・運営を行い、リーダーとしての資質の向上を図ります。	中学生・高校生	社会教育課
37	創作ワークショップ	夏休みを中心に、また、それ以外の時期にも、創作することの楽しさや喜びが感じられるような、のびのびとした創作ワークショップを開催しています。	小・中学生 (またはその親子)	美術館
38	親子で鑑賞ワークショップ	夏休みの小・中学生とその親子を対象に、展示してある絵画作品を、学芸員と一緒におしゃべりしながら鑑賞します。	小・中学生 (またはその親子)	美術館
39	対話型鑑賞教室	幼保小中学生を対象に(高校・大学生ももちろん可)、参加者と学芸員で対話をしながら作品を味わっていくという鑑賞教室を行っています。	幼保小中高大	美術館



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
40	教育支援教室の充実	不登校が続いている児童生徒に対して、学校復帰を目指したプログラムの提供や寄り添った学習支援などを行います。	不登校児童・生徒	学校教育課
41	育英奨学金制度	成績が優秀で、経済的な理由により高等学校に修学が困難な生徒に奨学金を交付する制度です。	高校生等	学校教育課
42	要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助金	学用品費・修学旅行費・給食費などの一部を援助するものです。	生活保護世帯（要保護） 生活保護に準ずる世帯等（準要保護） 及び特別支援級在籍の児童生徒	学校教育課
43	薬物乱用、喫煙防止教育の推進 （小・中学校）	小・中学校において、薬物乱用、飲酒・喫煙防止のための、授業や講演会を行います。	小・中学生	学校教育課
44	伝統文化体験事業	町内在住の親子等を対象に、お囃子体験などの伝統文化体験教室を開催することで、地域コミュニティの形成を図り郷土愛の醸成や地域の魅力の再発見を行います。	町民	地域政策課
45	新入学祝金支給事業	町内の児童・生徒の新入学をお祝いし、新入学生を対象に入学祝金を支給するものです。	新1年生	学校教育課



3 母子・思春期保健の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

子どもが健康に生まれ育つことは誰もが願うことであり、これを実現するために、健やかに子どもを育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期における年齢に応じた定期健診や疾病を予防するための予防接種など疾病予防と健康増進のため、関係機関と連携を図りながら様々な母子保健事業を実施していきます。

また、安心して子育てができるよう、育児不安や悩みなどの相談等に対して適切に助言や指導ができるように相談体制の充実を図ります。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
46	4 か月児健康診査	発育・発達の確認、栄養相談、保健相談、母乳相談、予防接種相談等を実施し、育児支援をしていきます。 また、その後のフォローとして、経過観察や、フォローが必要と認められた母・児へは健診や育児相談、家庭訪問、経過健診等により、状態の確認と育児支援を行います。	乳児	保健センター
47	8～9 か月児健康診査	医療機関に委託して、疾病・異常の早期発見及び発育・発達の確認や育児相談を行います。その後フォローが必要と認められた母・児へは育児相談、家庭訪問、経過健診等により、状態の確認と育児支援を行います。	乳児	保健センター
48	1歳6か月児健康診査	発育発達の確認、生活習慣を身につけ、むし歯予防に対して総合的な育児支援を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、子育て相談を案内し、フォロー教室へつなげます。療育等が必要な児も同じく子育て相談を案内し、早期療育へつなげます。	幼児	保健センター
49	1歳児歯科教室	むし歯予防について集団教育、歯磨き相談、栄養相談、保健相談、母乳相談、予防接種相談等を実施します。実際の幼児食を見たり、調理法を学びます。	幼児	保健センター

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
50	子育て相談	子どもの発達や、生活習慣の問題など、子育て中の様々な悩みについて、子育て相談員が相談に対応します。 ※乳幼児健診時等に開催	乳幼児	保健センター
51	3歳6か月児健康診査	生活習慣を身につけ、むし歯や歯肉炎の予防・正しい咬合（こうごう）育成のため、発育・発達、食習慣、育児環境に対して総合的な育児支援を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、子育て相談を案内し、フォロー教室へつなげます。療育等が必要な乳幼児も、同じく子育て相談を案内し、早期療育へつなげます。	幼児	保健センター
52	2歳児歯科健診及び2歳6か月児歯科健診	歯科健診、歯磨き相談、予防処置、栄養相談、保健相談、母乳相談を実施します。その後のフォローとして、むし歯ハイリスク児は、ハイリスク歯科健診へつなげます。生活・栄養・育児・心理面でフォローが必要な児は、育児相談、家庭訪問、フォロー教室等へつなげます。	幼児	保健センター
53	ハイリスク歯科健診	各歯科健診の結果フォローが必要と認められた児に対して歯科健診、予防処置、育児相談を行います。	乳幼児	保健センター
54	予防接種	個別予防接種として、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）・二種混合（破傷風・ジフテリア）・BCG・麻しん・風しん・日本脳炎・HPV・小児用肺炎球菌・水痘・ロタウイルス感染症・B型肺炎を行います。	乳幼児	保健センター



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
55	地区組織活動 母子保健推進員の育成	「母と子の生活の場である市町村の地域において、母子保健事業の充実、協力体制の確立、地域母子保健組織の育成、その他の活動の推進」を目的とします。住民と保健センターとの橋渡し、住民の身近な相談相手としての役割を持ちます。年7回の定例会で活動の確認と学習会及び研修会を行います。 推進員数：21名（任期2年） 活動内容：乳幼児健康診査、産後ケア教室、がん検診への協力。	母子保健推進員	保健センター



(2) 食育の推進

食べることは、生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。

一人ひとりの子どもの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを行っています。

引き続き、子どもが食事に興味を持ち、望ましい食習慣を実践する力が身につくように体験活動等の充実を図ります。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
56	ウェルカムベビークラス	新たな命を育む機会に、生きるために必要な食事の大切さについて学べるよう支援します。	妊産婦とその家族	保健センター
57	妊産婦・新生児・乳幼児訪問	母乳育児や親子の体に必要な栄養について学び、楽しく育児をすることを支援します。	乳幼児とその保護者	保健センター
58	各種乳幼児健康診査（個別相談）	子どもの成長・発達確認とともに、親子等の食事のあり方を実践できるよう支援します。	乳幼児とその保護者	保健センター
59	離乳食講習会	離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、母親（父親）等がスムーズに乳児の食生活を実践していけるよう支援します。	離乳期の乳幼児の保護者とその家族	保健センター
60	育児相談（栄養相談）	健やかに子どもを育てるために、乳幼児を持つ親に対して、食事に関する悩みや相談に応じ、また、来所者同士が楽しく交流・情報交換できるよう支援します。	乳幼児とその保護者	保健センター
61	保育園・幼稚園・小学校・中学校における食育の推進	保育園・幼稚園・小学校において、収穫や調理の実践・季節の食材や行事食の経験などから、食事への興味を持たせます。また、小・中学校の「お弁当の日」の取組を通じて食事の意義を理解し、食べる楽しさや調理をしてくれる人・食材を作る人への感謝の心を学び、健やかな心と体を育みます。	保育園児・幼稚園児・小学生・中学生	こども支援課 学校教育課
62	給食試食会の実施	児童の保護者が給食の様子を参観し、給食を試食できます。	小学生の保護者	学校教育課



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
63	小学生の料理教室	調理実習と講義を通して「食事や栄養」に関心を持ち、健康な体作りの基礎知識を習得します。	小学生とその保護者	保健センター
64	食育サポートメイト養成	主体的に食育事業の企画・実施ができる町民参加型ボランティアを養成及び育成します。	町民	保健センター
65	土にふれあう園児のつどい	園児による芋の苗付けと芋掘りを行うことで、食物の生育と収穫の喜びを体験します。	保育園児・幼稚園児	こども支援課



(3) 思春期保健対策の充実

子どもたちの発育に応じて、健全な心身が育まれ、適切な教育や、対応ができるよう、関係機関と連携し、思春期の悩みや不安を抱える子どもたちが、安心して相談できるような体制づくりに努めます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
66	思春期の子どもへの教育	学年に応じたテーマで、生命の大切さと性の仕組みについて学習します。	小・中学生	学校教育課
67	スクールカウンセラーの配置	中学校にスクールカウンセラーを配置して、思春期における不安や悩み等の相談に対処します。	小・中学生	学校教育課
68	中学生向け性教育	町の助産師がいのちの誕生から多様な性、性感染症等についての講義を実施します。	中学2年生の生徒	保健センター

(4) 小児医療の充実

現在、医療機関や休日診療などの情報を、町民カレンダーや町ホームページ、メールマガジン等を通じて提供していますが、特に、休日・夜間における小児救急医療については、保護者の不安を払拭するため、医療機関の場所や診療時間などの情報提供に努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
69	医療機関の情報提供	町民カレンダーやホームページ、メールマガジンなどを通じて、町内医療機関の休日当番医などの情報を提供します。	町民	保健センター
70	新生児聴覚検査	難聴の早期発見・赤ちゃんの健やかな成長のため、新生児聴覚検査の費用の一部を町が負担します。	誕生から生後1か月未満	保健センター
71	小児医療費の助成	小児が病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	0歳～18歳までの児童	こども支援課



(5) 安心して妊娠、出産を迎えるための環境づくり

子どもの誕生は、家族にとって大きな喜びである反面、妊娠から出産にかけての心身の急激な変化や出産後の子育ては、母親にとって精神的・肉体的にも大きな負担となり、育児に対して不安を感じる時期でもあります。

そこで、母親が経験する肉体的、精神的な負担や不安をできるだけ軽減し、安心して出産を迎えられるような環境づくりと出産後の子育てに自信と喜びを感じられるように、育児不安や悩みなどに対して適切に助言や指導ができるような相談体制の充実を図ります。

また、育児に関しては、母親だけでなく父親や家族等の協力が不可欠であるため、母子の健康について、理解・協力が得られるような機会をつくっていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
72	不育症治療費助成	不育症に悩むご夫婦が安心して治療が受けられるよう、不育症治療費（保険外診療対象治療費）の一部を助成します。	不育症治療（保険外診療対象治療）をした方	保健センター
73	妊婦健康診査	安全な分娩と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、妊婦健康診査費用の一部を助成します。異常の早期発見と適切な保健相談を行い、必要に応じて治療へつなげます。	妊婦	保健センター
74	ハイリスク母子訪問	18歳以下の若年妊婦や外国人、精神疾患を持つ妊婦等を対象とし、必要に応じ継続して訪問等の支援をします。	妊婦	保健センター
75	妊産婦・乳幼児訪問	妊娠・出産・育児・日常生活全般に関する相談に応じ、疾病の予防や早期発見に努め、健やかな子どもを生まみ育てられるよう、訪問等の支援をします。	乳幼児とその保護者	保健センター
76	産婦健康診査	産後の健康管理のため、産婦健診2回分の費用の一部を助成します。	産婦	保健センター
77	産後ケア	母の心身の疲労回復と育児不安を解消するため、通所型及び訪問型産後ケアを実施します。 ①親子のきずなを深める赤ちゃんマッサージ、ママの骨盤ケアとヘルシーランチ（直営） ②母の体の回復やリフレッシュ（医療機関・助産所に委託）	①2～4か月児の親子 ②母と生後1年未満の乳児	保健センター

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
78	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を基本2回全戸訪問し、親の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービス提供を行います。	乳児とその保護者	保健センター
79	育児相談	健やかな子どもを育てるために、乳幼児を持つ親に対して、悩みや相談に応じ、また、来所者同士が交流・情報交換できるように支援します。	乳幼児の保護者	保健センター
80	離乳食講習会	離乳食開始前後の児を持つ親を対象に、離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、家族がスムーズに乳幼児の食生活を支えられるよう支援します。	乳幼児の保護者	保健センター
81	親子の自主サークルつちのこクラブ真鶴・このゆびとまれ湯河原	6か月～就園前の親子を対象にした親子ともに交友の場であり、主に子ども同士のつながりを深め、幼児の社会性、協調性を養うとともに、心身の健康づくりと調和のとれた発達を促すことを目的とした自主サークルです。地域会館、公園を会場にしています。 ※会の自主運営を側面から支援しています。（活動のPR等）	就学前児童とその保護者	保健センター
82	マタニティ・サポート119	町内に産科を備えた病院がないため、妊婦やその家族の不安を少しでも解消することを目的とし、出産時の入院に際して、必要な設備を備えた専用の車両が、かかりつけの病院までお送りするサービスです。事前登録により、円滑な搬送につながり、町内で里帰り出産を迎える妊婦の方も利用できます。	妊婦	保健センター
83	出産応援交付金	妊娠届出時にアンケート及び、面談実施後に5万円を支給します。	妊娠した方	保健センター
84	子育て応援交付金	出産等の後、赤ちゃん訪問時にアンケート及び、面談等実施後に5万円を支給します。	出産等した方	保健センター



4 子どもの教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

現在の社会においては、核家族化により、異年齢の子どもとふれあう機会が少なくなっています。

そこで、新たに親になる世代の子どもたちに、保育園や幼稚園などの乳幼児とふれあい世話をすることで、子どもを生み育てることの意識や家族に対する思いやりの心を育てるための取組を推進します。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
85	保育ボランティアの受入れ	総合学習の一環として行われる、小・中学生及び高校生の保育園における保育ボランティアの受入れを促進します。	小・中学生及び高校生	こども支援課



(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

個性豊かで確かな学力の向上と、特色ある教育の推進に努め、変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
86	親善都市子ども交流推進事業（ポーツティーンズ市）	姉妹都市であるオーストラリアのポーツティーンズ市に中学生を派遣して、現地での学校生活などを通して、国際感覚を身につけ、視野を広めて心豊かな人材を育成します。	中学2年生	社会教育課
87	歯科保健指導	神奈川歯科大学短大生が小学1年生を対象に、むし歯予防に関する授業や指導を実施します。	小学1年生	学校教育課
88	総合的学習等推進事業	外国の文化等を知ることによって国際感覚を身につけるための講演会を実施し、国際理解教育の一環として、各学年とも英語に親しむ活動を実施します。また、伝統芸能等、地域の人たちを講師に招いて技能等を習得します。	小学生	学校教育課
89	宿泊学習	仲間意識や協調性を育むため5年生（東台福浦小は4・5年生）を対象に宿泊学習を実施します。	小学生	学校教育課
90	いじめ0をめざして	「思いあう心の育成による予防」「全職員による早期発見」「家庭との連携による解決」により、いじめ0を目指します。	小・中学生	学校教育課
91	道徳教育の充実	児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けられるよう道徳科を中心に指導します。	小学生	学校教育課
92	休み時間を利用した体力づくりの推進	休み時間の外遊びを利用して、ドッジボール大会や長縄跳び大会を実施し、体力づくりを促進します。	小学生	学校教育課



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
93	地域と学校との連携協力による多様な体験活動	稚鮎の放流、ホタルの幼虫の放流、地域体験学習（店舗、事業所等の施設見学）、農業体験学習（茶摘み体験）、温泉入浴体験、消防署見学、地域奉仕作業、地域の方の学習発表会への参加等、様々な体験学習をします。	小・中学生	学校教育課
94	情報教育の推進	パソコンを使っでの調べ学習や教科の学習及び情報教育、技術科での指導などを実施しています。	小・中学生	学校教育課
95	学校支援ボランティア活用事業	ボランティアによる読み聞かせや調理実習補助などを実施しています。	小・中学生	学校教育課
96	地域に開かれた学校づくり	授業参観や学習発表会などを通して、地域に開かれた学校づくりを目指し、地域の方々と一体となって学校運営を推進します。	小・中学生と町民	学校教育課
97	教職員の資質の向上	子どもたちに夢を与えられる人間性豊かな教職員の育成と最適な授業や指導ができるように研修等を行います。	教師等	学校教育課
98	小中学校外国語活動の推進	外国語活動及び英語科に外国語指導助手（ALT）を派遣して、生きた英会話の学習を推進します。	小・中学生	学校教育課
99	スタディーサポートの活用	学校生活に不慣れな小学校低学年の児童及び中学校1年生に対し、学校生活支援や教科指導等を行います。	小・中学生	学校教育課
100	人権教育等促進事業	社会生活技能訓練（アートコミュニケーショントレーニング）を通じて、感性と表現、五感と共感、身体と心をめぐるワークショップやプログラムを通して子どもたちの「生きていく力」を育みます。	小学5・6年生及び中学生	学校教育課
101	ハートフルウィーク	学校生活における不安、学習や悩み等を年3回（4月、9月、1月）担任等が1週間期間を設け、面談を実施し、生徒と問題等を共有し、より居心地の良い学校をめざします。	中学生	学校教育課



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
102	幼保外国語活動の推進	幼稚園及び保育園に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、聴く・見る・歌う・踊るなどを通して、外国語に慣れ親しむための活動を推進します。	幼稚園児・保育園児	学校教育課
103	明るい選挙啓発ポスター作品募集事業	明るい選挙を推し進める上に役立つ、独創的で印象深いイメージのポスター作品を募集します。（主催都道府県選挙管理委員会連合会外）	小・中学生 高校生	総務課 （選挙管理委員会）
104	足柄下郡中学校生徒標語募集事業	よりよい政治や選挙に対する意識を育てようというもので、選挙をテーマとした標語を募集します。（主催足柄下郡選挙管理委員会連合会）	中学生	総務課 （選挙管理委員会）
105	県西地域２市８町プラごみゼロ共同宣言取組事業	海岸からマイクロプラスチックを探して、プラごみについて考える学習教室を夏休みに開催しています。	小学３年生～ ６年生	環境課
106	浄水センター施設見学会	全国的に９月１０日の「下水道の日」にあわせ、広報活動、展示会等の開催、下水道施設・資源の有効利用等、下水道の普及と十分な活用を促進するため、いろいろな活動を展開しています。湯河原町も下水道接続の普及促進活動の一環として、下水道の効果や必要性について、町民を対象に浄水センターの施設見学を実施しています。	小・中学生と 町民	下水道課
107	「下水道の日」標語等作品募集事業	毎年９月１０日を「下水道の日」として、小・中学生を対象に、標語、ポスター・書道等を募集します。	小・中学生	下水道課
108	学校巡回文庫	町内の小学校にそれぞれ月１回ずつ（８月を除く）、ワゴン車で本を持って行き、個人貸出を実施します。	小学生	図書館
109	おはなし会	金曜日（月１回）と夏休み期間に、幼児と小学生向けに絵本の読み聞かせや紙芝居等を実施します。	幼児と小学生	図書館
110	子ども読書まつり	年に１回、読み聞かせやワークショップなど本に関する様々な行事を実施して、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもと本をつなげる事業を実施します。	幼児と小学生	図書館



No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
111	としょかんたんけん隊	館内見学やカウンター業務等を体験し、図書館及び図書館業務等についての理解を深める事業を実施します。	小学生	図書館
112	ねむれないほどこわ〜いおはなし会	怖い話をテーマにしたストーリーテリング（お話を語ること）により、耳で聞くことの楽しさを実感する事業を実施します。	小学生	図書館



(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育て中の保護者を対象にした家庭教育学級や講演会を開催して、子どもの教育の原点である家庭の教育力の向上に努めていきます。

また、地域に住んでいるお年寄りの方と子どもたちとの給食を通してのふれあいや、地域の団体、スポーツ関係団体に体育館等を一般開放してスポーツを通じての世代間交流などに努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
113	家庭教育推進事業	子育て中の保護者等を対象に、心身ともに健全な子どもを養育するために必要な家庭教育に関する知識を習得する講座を実施します。	子育て中の保護者等	社会教育課
114	町立学校施設開放事業	小学校のグラウンド、体育館及び中学校の体育館、格技場を地域の団体に開放し、スポーツ等を通じての世代間交流を推進します。	地域の団体	社会教育課
115	ブックスタート	親子のふれあいを深めながら、本に親しむきっかけを作ることを目的として、4か月健康診査において、本及びブックリスト等を手渡す事業を実施します。	4か月児とその保護者	図書館
116	セカンドブック	学齢期における読書活動の基礎となる家庭での読書を定着させるため、小学1年生に本を手渡す事業を実施します。	小学1年生	図書館
117	おはなしだっこ	1歳半から4歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、おはなし会を実施します。（会員制）	乳幼児とその保護者	図書館



5 子どもにやさしい生活環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や子ども連れの親が自由に安心して出かけられるように、道路の整備のほか、生活道路や通学路の歩道及び車道の改修を推進していくとともに、公共交通機関についても、低床バスの運行や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するなど、必要な支援を行っていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
118	道路施設の維持及び整備	生活道路において、歩車道、照明灯などの維持管理及び整備などを推進します。	町民	土木課
119	違法駐車防止の啓発	警察及び関係団体の協力のもと、違法駐車防止の啓発を行います。	運転者	土木課
120	組積造撤去等の推進	道路等に面した組積造を撤去し、又は撤去後に安全な工作物等を設置する者に対し、補助金を交付することで、災害発生時などによる組積造の倒壊や転倒による被害を未然に防止し、安全・安全な通学路の維持を図ります。	町民	地域政策課

(2) 安心して外出できるまちづくり

安全・安心なまちづくりの推進を図るため、道路、施設、公園等のバリアフリー化や街灯・防犯カメラなど防犯設備の整備に努めていきます。

また、公共施設でのベビーベッドの設置や授乳室の整備は、子育て家庭が安心して外出は必要であり、今後各関係機関と連携をとり、地域全体で子育て支援体制の整備を推進していきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
121	防犯灯維持管理事業	町内に設置されている防犯灯の維持管理・修繕及び新設を行います。	町民	地域政策課
122	住民生活安心サポート事業	町内建物に防犯カメラを設置する際の工事費等を一部助成します。	町民	地域政策課

(3) 安全に利用できる公園整備

公園長寿命化計画により、公園施設の安全性を確保し、遊具等の計画的な補修を行います。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
123	公共施設、トイレ等の バリアフリー化の推進	高齢者や子どもたちが安全で快適に 利用できるように配慮した施設の整 備を進めます。	公共施設等	まちづくり課 こども支援課



6 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 働き方の見直し

男性が子育ての重要性を理解し、積極的に家事・育児に関われるように、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、労働者、事業主に対し、国・県関係団体等と連携を図りながら、広報、啓発に努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
124	男女共同参画意識の啓発	ゆがわら男女共同参画プランに基づき、職場での女性の活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進します。	町民	地域政策課



7 子どもと地域の安心・安全の確保

(1) 子どもの不慮の事故防止対策の推進

警察や交通安全協会等各団体の協力を得て、交通安全教育やドライバーのマナーの向上に努めるとともに、ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを引き続き行って普及啓発に努めていきます。

また、家庭内で起きる事故は、就学前児童に多く見られ、家族の方のちょっとした注意で防げる事故も多くあるため、家庭内での事故防止を啓発するチラシなどを作成して、健康診断や予防接種の受診時に配布するなどして普及啓発に努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
125	家庭内での事故防止	家庭内における乳幼児の事故防止を目的とし、注意を呼びかけるチラシを配布して啓発します。	乳幼児の保護者	こども支援課 保健センター
126	交通安全運動の推進	町民を対象として交通安全キャンペーンや、夜間パトロールによる広報啓発活動等を行い、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。	町民	土木課
127	交通安全教室の実施	登校（園）時の交通安全指導、自転車点検、校外学習等でのボランティアによる安全支援等を行います。	幼稚園児・小学生	学校教育課
128	チャイルドシート等の普及	ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを行い、普及啓発を行います。	乳幼児の保護者	土木課

(2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

事件の被害から子どもたちを守るため、警察等による防犯安全教育の推進、被害にあったときの緊急避難場所としての「子ども110番の家」の普及、小学校の新1年生全員に防犯ブザーを配布するなど防犯の強化に努めていきます。

また、学校や園舎への不審者の侵入に備えて、防犯避難訓練やパニックボタン等による通報システムなどの防犯対策に努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
129	防犯安全教育の推進	警察等の協力指導を受けて、防犯安全教育の推進を図ります。	小学生	小学校
130	住民生活安心サポート事業 (防犯ブザーの配布)	新1年生へ防犯ブザーを配布します。	新1年生	地域政策課
131	防犯対策推進事業	警察からの要請及びピーガルくんメールにより配信された防犯情報を防災行政無線またはゆがわらメールマガジンで配信します。	乳幼児と小・中学生	地域政策課
132	青少年相談員設置事業 (非行の防止と相談体制の充実)	青少年相談員による相談、有害図書類の調査及び巡回パトロールを行い、青少年の健全育成及び非行防止に努めます。	青少年	社会教育課 (青少年相談室)
133	防犯対策推進事業	小田原地方防犯協会湯河原支部及び防犯指導員湯河原町連絡会と連携し、年3回夜間パトロール、年2回防犯キャンペーンを実施し、防犯意識の高揚を図ります。	町民	地域政策課



8 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子育て世帯の減少や近所付き合いの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が進み、保護者自身の精神的な問題や生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶ちません。

保護者とこどもの双方に直接会うことができる乳幼児健診は、虐待の芽を早期発見可能な機会でもあるため、適切な対応と助言、指導を行うとともに、未受診家庭については育児の孤立が懸念されることから、保健師等が家庭訪問を行い、その状況把握に努めていきます。

その他、住民、学校、幼稚園、保育園からの通報に対応できる体制づくりと、虐待等が発見されたときの事例に応じて、関係機関相互の情報の提供や交換などを含めた指導体制の充実を図っていきます。

また、児童相談所、保健福祉事務所の指導のもと、医療、行政、ボランティア等関係する機関が連携し、育児だけでなく障がい児や非行児童の相談にも対応できる相談窓口を設置し、虐待の予防から自立支援まで広範な対応に努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
134	相談・指導体制の整備	関係者、関係機関が相互に連携し、虐待の防止と対策に努めます。	町民	こども支援課 保健センター
135	健康診査や相談時等の対応	児の定期健康診査や相談のときに、虐待の兆候など早期発見に努め、適切な対応を図ります。	乳幼児と その保護者	保健センター
136	虐待情報の把握	地域住民や保育所、幼稚園、学校等から虐待の通報を受けたとき、専門機関等で個別の状況に応じて対応を検討します。	関係機関	こども支援課 保健センター 学校教育課 社会教育課 (青少年相談室)
137	要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図ります。	要保護児童	こども支援課
138	児童委員、主任児童委員による相談・見守り	民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、児童委員、主任児童委員と連携し、日頃から地域の子どもたちが元気に安心してくらせるように相談・見守り活動を行っています。	児童	社会福祉課

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

離婚等の増加により、ひとり親家庭が増えてきており、子育てをはじめ生活や就労まで様々な悩みを抱える家庭が増えています。

そこで、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活が営めるように小田原保健福祉事務所と連携を図りながら相談・助言等に努め、その精神的支援と自立に向けた支援を推進していきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
139	ひとり親家庭等医療費の助成	病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。（所得制限あり）	母子家庭等	こども支援課
140	保育園の優先入園	保育園の入園希望に対して、優先順位に配慮します。	母子家庭等	こども支援課

(3) 障がい児施策の推進

障がいの早期発見と適切な療育ができるよう様々な相談に応じ、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、医療的ケア児に対する関連分野の支援へのコーディネーターを2市8町で配置するほか、各種の子育て支援事業との連携を推進します。

また、各ライフステージにおいて、一人ひとりの多様なニーズに応じた療育・保育・教育が受けられるよう、的確な情報の提供や相談などを児童相談所等と連携して実施し、対象のニーズに寄り添います。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
141	重度障がい者医療費助成制度	重度障がいの方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	重度障がい児者	社会福祉課
142	児童福祉法に基づく障がい児通所支援	児童福祉法に基づく各種サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を受けるための通所給付決定や通所支援の利用に係る費用を負担します。	障がい児	社会福祉課
143	相談体制の整備	健康診査時における障がいの早期発見と、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。	町民	保健センター



(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行されました。

また、県は、2015年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、2020年度に見直しを行い、子どもの貧困対策を推進していくため5つの主要施策を定めています。

この主要施策「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」の推進に取り組むほか、必要な支援が提供できるよう努めます。

良好な居住環境の整備は、子どもの健やかな成長とゆとりある子育てや養育に関係することから、県及び住宅供給公社など関係機関と連携を図りながら、町営住宅も含め、広く町民への情報発信に努めていきます。

具体的事業

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
144	要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助金	学用品費・修学旅行費・給食費などの一部を援助するものです。	生活保護世帯（要保護） 生活保護に準ずる世帯等（準要保護） 及び 特別支援級在籍の児童生徒	学校教育課
145	育英奨学金制度	成績が優秀で、経済的な理由により高等学校に修学が困難な生徒に奨学金を交付する制度です。	高校生等	学校教育課
146	スクールカウンセラーの配置	中学校にスクールカウンセラーを配置して、思春期における不安や悩み等の相談に対処します。	小・中学生	学校教育課
147	スクールソーシャルワーカーの配置	教育的ニーズを抱えた園児・児童及び保護者に対して支援を行うほか、教師へのアドバイスや校内ケース会議、就学指導のための発達検査及びアセスメントなどを行います。	幼稚園児・小・中学生	学校教育課
148	ひとり親家庭等医療費の助成	病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。（所得制限あり）	ひとり親家庭等	こども支援課

No.	事業名	事業概要	対象者	担当課
149	児童扶養手当事業	18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護しているひとり親の方に支給し児童の福祉の推進を図ります。	ひとり親家庭	こども支援課
150	子ども第三の居場所	子どもが安心して過ごせる居場所の提供のほか、学習支援や生活習慣の見直し、食事提供を行います。	小・中学生	地域政策課



第6章 量の見込みと確保方策

[子ども・子育て支援事業計画]

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期を定めることとされています（法第61条第2項第1号）。

本町は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。

2 教育・保育提供区域を用いる項目

- ① 1号認定（3～5歳児）
- ② 2号認定（3～5歳児）
- ③ 3号認定（0・1・2歳児）
- ④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

子ども・子育て支援新制度における3つの認定区分

■ 1号認定（教育標準時間認定）

子どもが3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合に取得する認定区分

■ 2号認定（3～5歳児・保育認定）

子どもが3歳以上で、保護者の就労、疾病などで「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に取得する認定区分

■ 3号認定（0～2歳児・保育認定）

子どもが3歳未満で、保護者の就労、疾病などで「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合に取得する認定区分

3 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策

(1) 1号認定・2号認定・3号認定

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①就学前児童数	0歳	65	63	61	60	57
	1歳	58	63	61	59	58
	2歳	62	57	62	60	58
	3～5歳	224	203	192	181	178
	合計	409	386	376	360	351
②量の見込み	0歳(3号)	11	11	11	11	8
	1歳(3号)	20	27	20	28	28
	2歳(3号)	33	27	40	37	32
	3～5歳(2号)	160	147	134	133	131
	学校教育の利用希望が強い	16	15	13	13	13
	上記以外	144	132	121	120	118
	3～5歳(1号)	55	51	48	40	37
合計		279	263	253	249	236
③確保の内容	0歳(3号)	21	24	24	24	24
	1歳(3号)	41	39	39	39	39
	2歳(3号)	89	75	75	75	75
	3～5歳(2号)	330	315	315	315	315
	3～5歳(1号)	77	77	77	77	77
	合計	558	530	530	530	530
④需給差 (③－②)	0歳(3号)	10	13	13	13	16
	1歳(3号)	21	12	19	11	11
	2歳(3号)	56	48	35	38	43
	3～5歳(2号)	170	168	181	182	184
	3～5歳(1号)	22	26	29	37	40
	合計	279	267	277	281	294

■ 3号認定の保育利用率

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
3歳未満推計児童数	185	183	184	179	173
3号認定確保内容	151	138	138	138	138
保育利用率	81.6%	75.4%	75.0%	77.1%	79.8%

(2) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	子育て支援センター
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て新情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。
(3) 確保方策の考え方	専任の相談員を配置し、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供を行い、関係機関との連携を図っていきます。

② 確保提供量

単位：か所	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保提供量	1	1	1	1	1	1
需給差	0	0	0	0	0	0

(3) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	地域子育て支援拠点事業 子育てサロン
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供など行う。
(3) 確保方策の考え方	需要の状況に応じ、イベントや講座の回数を増やします。また、広報やホームページ等で事業の周知を図り、利用しやすい環境作りに努めます。

② 確保提供量

単位：人回	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	4,809	4,625	4,575	4,600	4,475	4,325
確保提供量	6,432	4,625	4,575	4,600	4,475	4,325
需給差	1,623	0	0	0	0	0

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



(4) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施する。
(3) 確保方策の考え方	【実施場所】 医療機関 【実施体制】 妊婦が妊娠健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を受診します。 【検査項目】厚生労働省が示している妊婦健康診査の「標準的な妊婦健診の例」のとおり < 毎回共通する基本的項目 > 健康状態の把握、検査計測、保健指導 < 必要に応じて行う医学的検査 > <u>妊娠初期～23週</u> ○血液検査 血液型（ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体）、 血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、 梅毒血清反応、風疹ウィルス抗体、HTLV-1抗体検査 ○子宮頸がん検診 ○超音波健診 ○クラミジア <u>妊娠24週～35週</u> ○血液検査（血算、血糖） ○B群溶血性レンザ球菌 ○超音波健診 <u>妊娠36週～出産</u> ○血液検査（血算） ○超音波健診 【実施時期】 受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日まで。

② 確保提供量

単位：回	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	748	910	882	854	840	798
確保提供量	910	910	882	854	840	798
需給差	162	0	0	0	0	0

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を看護職が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の状況を把握し、必要な相談や支援を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	生後4か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努める。乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師による家庭訪問を実施します。

② 確保提供量

単位：人	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	68	65	63	61	60	57
確保提供量	72	65	63	61	60	57
需給差	4	0	0	0	0	0

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された養育支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	該当家庭に対し、訪問支援する場合家事支援を実施します。

② 確保提供量

単位：人	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—	—



(7) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど相談支援に努めます。

② 確保提供量

単位：人日	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—	—

(8) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	中学生までの児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	事業の周知を図り、依頼会員・協力会員の増加を目指し、地域全体で子育てを支える環境づくりに努めます。

② 確保提供量

単位：人日	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	866	725	671	640	608	565
確保提供量	701	725	671	640	608	565
需給差	△165	0	0	0	0	0

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



(9) 一時預かり事業

9-1 【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間終了後から午後4時までの時間内に、希望者を教育（保育）する事業。
(3) 確保方策の考え方	在園児以外の一時預かりの利用については、突発的な利用も含めると、需要量の見込みを立てづらい点もあるが、ファミリー・サポート・センター事業等多様なサービスを組み合わせていくことを検討します。

② 確保提供量（1号認定＋2号認定）

	単位：人日	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
1号認定 による利用	量の見込み	312	275	255	240	200	185
	確保提供量	—	275	255	240	200	185
	需給差	—	0	0	0	0	0
2号認定 による利用	量の見込み	1,145	760	746	732	714	699
	確保提供量	—	760	746	732	714	699
	需給差	—	0	0	0	0	0
計	量の見込み	1,457	1,035	1,001	972	914	884
	確保提供量	667	1,035	1,001	972	914	884
	需給差	△790	0	0	0	0	0

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



9-2 【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）
(2) 事業の概要	一時保育事業（まさご保育園で実施）
(3) 確保方策の考え方	日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。

② 確保提供量

単位：人日	2023年度 実 績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	213	225	212	207	198	193
確保提供量	253	225	212	207	198	193
需給差	40	0	0	0	0	0

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



(10) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	本町の保育所等における延長保育については、現在、未実施ですが、今後、ニーズに対応できるよう、検討していきます。

② 確保提供量

単位：人	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—	—

(11) 病児・病後児保育事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
(3) 確保方策の考え方	計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後の実施については医療機関等の連携など、検討していきます。

② 確保提供量

単位：人日	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—	—



(12) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	学童保育事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
(3) 確保方策の考え方	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び支援員の資質向上に努めます。

② 確保提供量

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
児童数	1 年生	86	85	71	76	65
	2 年生	77	85	83	70	75
	3 年生	98	76	84	82	70
	4 年生	100	98	76	84	82
	5 年生	93	100	98	76	84
	6 年生	126	93	100	98	76
	合計	580	537	512	486	452
量の見込み	1 年生	32	31	25	26	22
	2 年生	26	25	21	15	13
	3 年生	27	19	19	16	12
	4 年生	30	32	27	32	33
	5 年生	11	14	15	12	15
	6 年生	9	8	10	12	10
	合計	135	129	117	113	105
確保の内容（人数）		250	250	250	250	250
確保の内容（箇所数）		3	3	3	3	3
需給差		115	121	133	137	145



(13) 放課後子ども教室推進事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	放課後子ども教室推進事業
(2) 事業の概要	放課後に小学校の余裕教室を利用して、地域の大人の協力を得て、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。
(3) 確保方策の考え方	おおむね現行体制と量の見込みが見合った状況であるので、基本的には現行体制をもって確保方策とする。 放課後児童健全育成事業と連携について検討します。

② 確保提供量

単位：人	2023年度 実績	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	123	104	97	92	87	81
確保提供量	175	175	175	175	175	175
需給差	52	71	78	83	88	94



(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。
(3) 確保方策の考え方	現状では実施していませんが、国が設定する対象範囲と上限額を基に、今後検討していきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置。 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）。
(3) 確保方策の考え方	新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。



(16) 子育て世帯訪問支援事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	子育て世帯訪問支援事業
(2) 事業の概要	対象家庭を訪問し、(1) 若しくは(2) 又は(1)(2) を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。 (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等） (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等） (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言 (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告
(3) 確保方策の考え方	現状では実施していませんが、支援の必要な家庭に必要な支援を提供できるよう、検討していきます。

② 確保提供量

単位：人日	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—



(17) 児童育成支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	児童育成支援拠点事業
(2) 事業の概要	支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては（１）～（７）とし、地域の実情等に応じて（８）を実施する。 <包括的に実施する内容> （１）安全・安心な居場所の提供 （２）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等） （３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等） （４）食事の提供 （５）課外活動の提供 （６）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 （７）保護者への情報提供、相談支援 <地域の実情等に応じて実施する内容事項> （８）送迎支援
(3) 確保方策の考え方	現在町としての事業化は行っていないが、関係各機関等との協議、調整の上、実施を検討していきます。

② 確保提供量

単位：人	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—



(18) 親子関係形成支援事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	親子関係形成支援事業
(2) 事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う
(3) 確保方策の考え方	現在事業を実施していませんが、必要な支援を行えるよう実施を検討していきます。

② 確保提供量

単位：人	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保提供量	—	—	—	—	—
需給差	—	—	—	—	—

(19) 妊婦等包括相談支援事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	妊婦等包括相談支援事業、
(2) 事業の概要	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実していきます。

② 確保提供量

単位：回	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	130	126	122	120	114
確保提供量	225	225	225	225	225
需給差	95	99	103	105	111



(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(2) 事業の概要	親が働いていなくても未就学の子どもを保育所等に預けられる事業。
(3) 確保方策の考え方	事業実施に向けた体制を整備するため、保育士の確保に努めていきます。

② 確保提供量

単位：人	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	7	7	6	6	6
確保提供量	—	63	59	56	52
需給差	—	56	53	50	46

(21) 産後ケア事業

① 事業の概要

(1) 本町における事業名	産後ケア事業
(2) 事業の概要	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業。
(3) 確保方策の考え方	支援の必要な母子が利用しやすい支援内容を検討していきます。

② 確保提供量

単位：人	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	71	68	68	68	64
確保提供量	133	133	133	133	133
需給差	62	65	65	65	69



4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できる施設です。

町民ニーズの高まりを受けて、宮上幼稚園は2024年度から幼稚園型認定こども園としてスタートしています。今後の入園状況やニーズの状況を踏まえつつ、幼稚園・保育所からのさらなる認定こども園への移行や、認定こども園の整備など普及を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的考え方

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

（５）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

2026年度から設置を予定しているこども家庭センターや、子育て支援総合窓口（利用者支援事業）、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

（６）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

県が行う施策との連携を図り、町の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実等

（７）職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や学童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

（８）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、より円滑な給付の実施に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。



第7章 プランの推進体制

1 プランの推進

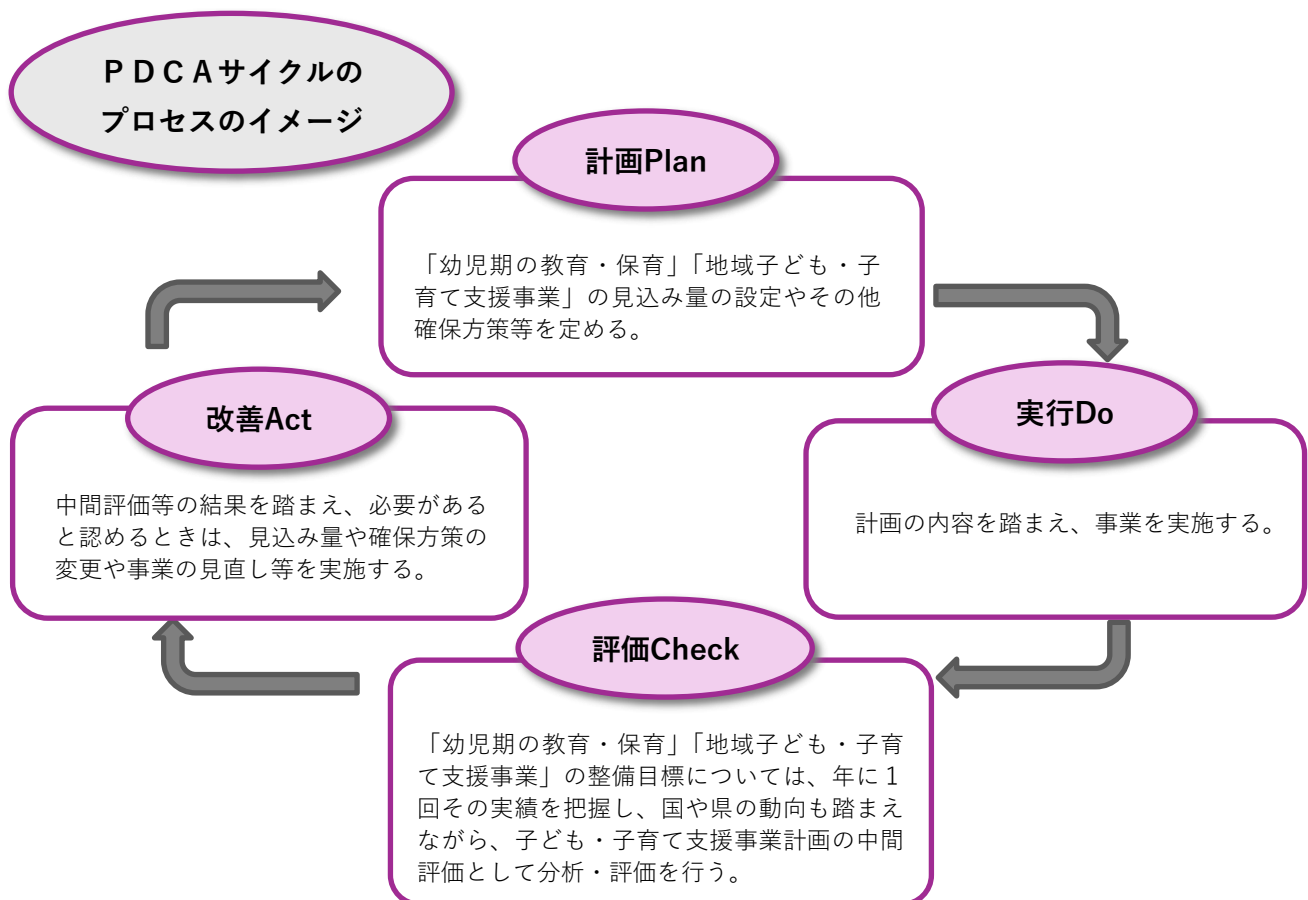
本プランで推進する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

プランの着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携強化を図るものとします。

2 プランの進行管理

5年という短期間に実効あるプランの推進を図るため、事業ごとの進行状況を年度ごとに「湯河原町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、プラン期間中であっても必要に応じてプランの見直しを行っていきます。



3 プランの進行状況の公表

プランの進行状況を、毎年ホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、町が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。



資料編

1 湯河原町子ども・子育て会議

■設置要綱

○湯河原町子ども・子育て会議条例

平成25年 9月12日

条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、湯河原町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。



(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年2月15日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

■令和6年度湯河原町子ども・子育て会議委員名簿

	所 属 等	役職	氏 名
1	湯河原町PTA連絡協議会	会長	二見 健太
2	宮上幼稚園ふたばの会	会長	増山 桂
3	町立保育園保護者会	会長	飯田 裕世
4	子育てサークルこのゆびとまれ会	会長	井上 梓
5	湯河原町区長連絡協議会	鍛冶屋区長	北村 満
6	湯河原町民生委員児童委員協議会	会長	布施谷 日出一
7	湯河原町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	邊見 千恵
8	湯河原町母子保健推進員	副会長	尾崎 恭子
9	宮上幼稚園	副園長	井上 美千代
10	湯河原町社会福祉協議会	事務局長	露木 豪
11	小田原医師会湯河原班	山崎小児科医院長	伊東 香
12	小田原児童相談所	所長	山下 真弘
13	小田原保健福祉事務所	保健福祉課長	中條 和子
14	湯河原町立小中学校校長会	湯河原小学校校長	加藤 佳代
15	町立保育園長会	まさご保育園園長	八代 薫
16	湯河原町	地方創生統括官	山田 貴子
17	公募委員		武田 和広



2 策定経過

2024年3月5日 ～2024年3月5日	湯河原町こども計画策定のためのアンケート調査実施		
		本人調査	保護者調査
	調査対象	町内在住の中学生・高校生から20代までの町民	小学生以下の子どもの保護者
	標本数	中学生 429人 高校生から20代 600人	807人
	調査方法	郵送による配布・回収の併用	
	調査期間	2024年3月5日（火）～3月15日（金）	
		本人調査	保護者調査
	配布数	1,029	807
	回収数	274	474
	有効回収数	272	473
	有効回収率	26.4%	58.6%
7月16日	令和6年度 第1回湯河原町子ども・子育て会議 ・湯河原町子ども計画策定のためのアンケート調査結果報告 ・計画策定スケジュール 等		
1月19日	令和6年度 第2回湯河原町子ども・子育て会議 ・「ゆがわらこどもまんなかプラン2025」の検討 等		
12月20日 ～1月20日	パブリックコメントの実施（8名29件）		
2025年2月6日	令和6年度 第3回湯河原町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・「ゆがわらこどもまんなかプラン2025」の検討 等		

ゆがわら こどもまんなかプラン2025

- ☐ こども計画
- ☐ (子ども・若者計画・子どもの貧困対策計画)
- ☐ 次世代育成支援行動計画
- ☐ 子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025年3月

発行者 湯河原町こども支援課

住 所 〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電 話 : 0465-63-2111

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
